

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 23. 4 定 ）			
日 時	平成 2 3 年 1 2 月 9 日 （ 金 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	千葉委員長、濱本副委員長、秋元・中村・川畑・酒井・上野 林下・中島各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、水道局・総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。吹田委員が中村委員に、小貫委員が川畑委員に、松田委員が秋元委員に、斎藤博行委員が林下委員に、山田委員が上野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○上野委員

◎堺町の観光バス駐車場について

まず、堺町駐車場について質問いたします。

本年 7 月、閉鎖されていた堺町駐車場が市の借入れということで開きまして、バスの路上駐車もなくなり、現在活用されているわけです。この堺町駐車場でございますけれども、今、半分が北一硝子、そして半分が市ということで賃貸されていますが、期限が平成24年度末までと限られている中で、その後のこの駐車場のあり方について、進捗状況をわかる範囲で御説明いただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

堺町の観光バスの駐車場についてでありますけれども、以前から議会でも御心配をいただいております案件でございます。その進捗状況でありますけれども、つい先日、国から、現在市が借りている手宮側の部分の金額が提示されたところであります。その金額は 1 億 5,880 万円です。市としましては、この金額が提示されたことから、すぐに購入について判断したいところではありますけれども、委員がおっしゃったように、今、札幌側は北一硝子が借りている状況でありますので、北一硝子の御意向も当然のことながら関係してくるわけでございます。どの範囲まで購入しなければならないのか、そしてまた、どのように管理をしていくかということもあわせて考えていかなければならない状況でありますので、現在、市が単独でその判断をできない状況でございます。国からの借地は、委員がおっしゃったように平成25年 3 月までということで期限がありますので、それを踏まえながら今後も北一硝子と協議を進めて検討していきたいと考えてございます。

○上野委員

今の御答弁を聞きますと、国のほうの金額が出まして、これを市として買い取っていく方向なのか、北一硝子の動向もあるということでしたので、今後、市としても北一硝子の動向を踏まえながらの御協議がなされて、実際買うとなってくると予算にもかかわってくることありますので、議会としても慎重に審議しなければならない部分だと思います。今のところは経過ということで、進んでいるという御報告を受けまして、今後、新たな展開がございましたら、また質問させていただきたいと思います。民間との隣り合わせの土地ですので、最終的にどうなるかまだ予断を許さないところでもありますけれども、観光の面からは確かにあの駐車場は必要でございますし、ただ市として所有すべきものなのかどうかという議論も出てくるところもあると思いますので、今後の推移を踏まえて、また質問させていただきたいと思います。

◎学校給食について

では次に、学校給食について何点か質問をさせていただきます。学校給食なのですけれども、現在、さまざまな給食のメニューが出ている中で、また今後、新共同調理場もできる中で、そのメニューの構成の中身あるいは品質に

についてお尋ねします。まずメニューの構成なのですけれども、現在、本市の場合は、週にパンが 3 回、米飯とめんがそれぞれ 1 回という構成になっております。他市町村を見ると、地産地消もあるのでしょうか、パンの回数がだんだん減って、米飯が増えている部分もありまして、本市でも新共同調理場ができれば、米飯を順次増やしていくということで大変いいことだとは思っています。

あと、パンも含めまして、メニューの中身の部分なのですけれども、私が聞く範囲なのですべてとは言いませんが、品質の面で、特にパン等はあまりおいしくないというような御意見を少しいただいております。私も実際パンをいただいて食べてみました。おいしいかおいしくないかは何とも言えないところなのですけれども、確かに味気がないという部分では、私が子供のころ食べたパンと何ら変化はないかと、ちょっと懐かしさを感じながら食べさせていただきました。私は僧侶でもありますので、物を残しているというのはあまりよろしくなかったもので、常に何でも食べるようにしております。こんな体になって申しわけないのですけれども、今、子供の味覚というものも大分変化しております。学校給食として、子供の要望にどれだけこたえているのかという部分がお尋ねしたい一つでございます。

また、今度、新共同調理場になりましたら、メニューの中にも、もっと小樽産の食材を増やしていくというようなお話もありましたが、現在、子供が魚の骨などをなかなかうまく処理することができないので、学校側としても共同調理場側としても、水産加工会社としても骨の入っている食材では、なかなか納入が難しいというようなお話も聞いておりますけれども、逆に言いますと、食育の観点から、やはり子供のころからそういうものも含めて、はしの使い方や魚の処理の仕方も一つの食育だと思うのです。そしてまた、いい部分では、例えば今、自分でノリをつけるような形でおにぎりも出ているようでございまして、これは子供に大変好評だと聞いております。めんの補食という形で組み合わされているようですけれども、そういうものは今後継続されていくのか、こういったものも含めて、今後どういう形で給食の品質とメニュー構成等をお考えになっているのか、あるいは子供や保護者の要望等をどのような形で受けていくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校給食課長

初めに、パンの品質の御指摘をいただきました。

パンの関係につきましては、今、市内の 2 業者に製造を委託して出荷しているところでございます。もともと北海道小麦粉を原料としまして、パンの規格基準については道教委が定め、それを基にしながら製造させているという内容でございます。

全道的な取組といたしましては、北海道学校給食会におきまして、各地のパンの製造品について、年 2 回ほど品質の審査会などを行っており、私どもも審査をいただくようにしておりますし、そういうときに留意点があれば、それについて検討を図っております。

それからまた、例えば学校から個別具体的に御意見若しくはクレーム的なものがある場合は、パンの製造業者と個別に協議をしているところでございます。今後も引き続き、そうした面については、続けてまいりたいと考えております。

それから、メニューの構成であります。先ほどおっしゃられましたパン、米飯、それからめんの回数ということで、新共同調理場におきましては、米飯の提供回数増というこれまでの御要望も踏まえて、当面、今の週 2 回を週 2.5 回に向けて、隔週 3 回ということになりますけれども、段階的に強化が図れるように進めてまいりたいというのが現時点の考え方でございます。それから、おにぎりの関係でございますけれども、これにつきましても試行ということで、年 3 回実施ということで始めましたけれども、評判がよかったので、今年度は年 5 回ということで決まっております。こうした強化の面や、それからまた回数増となる米飯給食のメニューの関係については、今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、子供などの意見のメニューへの反映という面でございますけれども、通常の場合は、それぞれの学校に

給食担当の教員を 1 人ずつ決めていただきまして、毎月担当者との会議を行っております。前月の献立内容の反省なり、それから翌月の献立予定に対する御意見などをお聞きしております。その際に、子供が喫食をされている様子や子供の意見や感想などお聞きしております。

また、そのほかの機会で申し上げますと、保護者が学校で試食会を開催する場合がありますが、そうしたときに栄養士の派遣を求められる場合は、直接お聞きをいたしておりますし、それからまた栄養士が行かない場合などは、後で学校を通じて御意見なども聞いております。

調理場などにおいては、残食の面でありまして、それからまた給食費の管理団体であります学校給食運営協議会においても諸会議を行う場合がありますので、そうした際に保護者も参加されて、御意見があれば参考としてお聞きをしているというような内容でございます。

そのほか子供が、学校により規模もいろいろあるのですけれども、クラスごとにアンケートをとったり、生徒会が給食について要望を集めたり、いろいろな感想を書いていただいたり、そういうものは不定期に調理場にいただくことがありますので、そうした面も含めて、メニューに反映できるものは反映しているという実情でございます。

あと、魚の給食の関係ですけれども、新共同調理場におきましては、新たな調理機械を導入して、焼き魚などのメニューも取り入れていきたいというふうに思っております。確かに魚の中には小骨が残るということも考えられますので、そうした食材の使用につきましては、学校における給食時間の指導でありますとか、事前に保護者への周知、理解を図りながら行うことが必要だというふうに考えております。今後、新設、稼働までの期間がまだありますので、そういう中で事前に取組をしてまいりたいと考えております。

○上野委員

食事に関しましては、子供も大人も一緒だと思うのですけれども、やはり学校の中では食事勉強だと思います。私の考えですけれども、食事というのはおいしく食べる、残さず食べる、そして、その恵みに感謝する、これがやはり食育の一番大事なところかと思います。子供の味覚というのは時代に応じて、たぶん変わっております。私のところと、また理事者の皆さんのところと、あるいは今の子供で食事の味覚が変わって、そのニーズに合わせるのは大変かと思うのですけれども、いつの時代でも、やはり食事というのは大事なものであって、そして子供たちにとっては一番楽しい時間でもありますので、どうぞいろいろな形で食事の質、あるいはメニュー構成も含めた要望を取り入れながら、ぜひとも食育を考えていただければと思います。今後とも、機会があれば私も給食をいただいて、どういうものか試してみたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

また、食事のメニューに関してなのですけれども、地産地消を進めているということで、それは大変結構なことでございます。ただ、実際にそれが小樽産のものなのかということが子供たちにはあまり伝わっていないようであります。例えばメニューの中の食材あるいはメニューそのもの、小樽のものを使った、あるいは今、あんかけ焼きそばがはやっておりますけれども、そういった小樽を意識するようなものが仮に出されたとしても、それが現場の中で、子供たちにこれは小樽のものなのだという周知があまりなされていないような感じです。もし地産地消を進めていく、小樽産のものを増やしていくのであれば、それも教育の一環として、子供たちにこれが小樽産のもので、こういうものがとれるのだということも、その食事の中の会話に少し含めて広めていただければと思います。

また、今、食の安全も含めまして、学校給食もそうなのですけれども、その情報公開というものが、市のホームページにも拝見させていただきましたが、あまり進んでいないようであります。他市町村を見ると、調理方法、あるいは調理場の写真などを入れているところもあったり、メニューを載せたり、給食の概況などを書いていたり、いろいろと工夫している部分もあります。保護者にとっても食の安全というのは、今、大変関心があるところでございますので、新共同調理場を建設することもあるのですけれども、そういうものの情報公開をホームページ等で進めるような取組もぜひしていただきたいと思うのですが、御答弁いただけますでしょうか。

○（教育）学校給食課長

最初に御指摘がございました地産地消の給食内容の児童・生徒への周知でございますが、なかなか小樽産品というふうに限定いたしますと、機会が少ないものでありますけれども、過去には後志の野菜を使ったカレーなども取り組んでおります。そうした際は、クラスに掲示する献立に記載をするようにしております。今後も、またそういった御指摘も踏まえて、周知方法については検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、ホームページの情報提供の関係でございますけれども、現在、新共同調理場の建設事業に関して取り組んでおります。今後、そうした新施設の内容ですとか、御指摘がございました他市の実際の情報提供例、そうした面も参考にしながら、そのほかの情報につきましても検討を行いながら、新施設の稼働に向けて新体制づくりを図ってまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

どうぞよろしくお願いします。

◎健康診断と予防接種について

それでは、次に、健康診断と予防接種の質問をさせていただきたいと思うのですが、全国的にも、また当然、市内でも高齢者が非常に増えております。ある講演会に行ったときに、道内の健診の受診率が非常に低いという話を聞きまして、市内の健康診断、特に高齢者の健康診断の状況など、わかる範囲で結構ですので、どのような状況であるのかと、あるいは今、季節柄、インフルエンザ等の予防接種など、やはり病気の予防という観点から行われていると思うのですが、市の負担で助成金が出てワクチンの接種等をしている部分もあるのですが、高齢者のインフルエンザの接種率などを御答弁いただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

上野委員の御質問でございますけれども、まず1点目は健診の受診率ということでございます。全市民の健康診断の受診率、今で言う特定健康診査の受診率は、私のほうでは正確に把握してございませんけれども、本市の国保ベースでの健診受診率につきましては、平成22年度で12.0パーセントとなっております。

それからもう一点は、高齢者のインフルエンザワクチンの接種率の御質問だと思いますけれども、22年度で接種率につきましては、49.24パーセントというような状況になってございます。

○上野委員

今の御答弁を聞きますと、たぶん高齢者の方は国保に加入している方が多いと思いますけれども、受診率12パーセント、1割強ということで、ほとんどの方があまり健康診断には行かれていないような状況でございます。インフルエンザはここ数年ずっと新聞、ニュース等にも出ていますけれども、それでも接種率49パーセント、約半分というような状況の中で、今、全国的にも医療費が非常に問題になっておりますけれども、医療費抑制も兼ねて、あるいは本市は3人に1人が65歳以上という高齢世帯が多い中で、まず病気の予防という観点から、市として、行政として、やはり健康診断あるいは予防接種等を進めていかなければならないと思うのですが、それに対してどのような取組をお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

健診につきましては、現在、保健所というよりも各保険者にゆだねられているところでございます。しかしながら、保健所といたしましても、小樽市で国保であれば国保と連携しながら、その受診率向上のためにいろいろと取り組んでいきたいと考えていますし、保険者は別といたしまして、当然、予防というのは非常に大切と認識してございますので、あらゆる機会、例えば保健所で年間2,000人ぐらいに衛生教育、健康教育をしてございますので、そういった中で、健診や予防接種の重要性を含め予防そのものについて広く啓発しているところでございます。

○上野委員

予防については、ぜひとも周知を進めて、健康診断あるいは予防接種を積極的に進めていかなければ医療費の

抑制にもつながらないし、健康増進にもつながらないと思います。

そこで、今、高齢者の死亡率で意外に知られていなくて、わりと多いのが肺炎でございまして、全国で死亡率の第 4 番目だそうです。調べたところ、市内でも肺炎で死亡される方が結構多いという統計が出てございますけれども、肺炎球菌ワクチンの接種に関していろいろな助成をしているところが全国で約 320 市町村、全道では 49 市町村あるようであります。効果はさまざまらしいのですけれども、肺炎球菌ワクチンはインフルエンザワクチンのように毎年打つものではなく、長い期間有効なもので、1 回接種すると大体 5 年から 10 年間ぐらい接種しなくてもいいような形になりますので、全国の市町村で行っている例もありますから、今後のワクチン助成の検討の一つとして考えていただければと思います。これは私からの提案でございまして、御検討いただけるかどうかの御答弁をいただければと思います。

○保健所長

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの助成について検討してはどうかという御質問かと思いますが、御存じのとおり肺炎という病気は、肺炎球菌だけでなる病気ではないので、肺炎球菌の占めるその割合ですか、それについてもやはり検討を加えなければいけないということと、それからやはり今、定期接種化されていないほかのワクチンもいろいろございます。肺炎球菌のほかにも、例えば一般的におたふくと言われているものなど、いろいろございます。

ワクチンをどの程度まで進めていくのかというのは、これはやはり何度も繰り返し申し上げますが、国の施策でございまして、国がどのように考えるかということ、そして道がどのように考えるかということ、その中で私どもがどういう態度をとっていくことが市民に一番有効であるかということ、これらを総合的に考えて検討していきたいというふうに思っています。

○上野委員

国の施策、道の施策も当然あると思います。前向きにいろいろ調査を進めて御検討いただければと思います。

◎社会福祉協議会について

それでは、次に社会福祉協議会についてお尋ねしたいのですが、社会福祉協議会というのは、法律に基づいて設置されました社会福祉法人でありまして、市からも市職員を派遣しており、小樽市としても社会福祉法人の中でも大変緊密な関係を持っているところだと思います。社会福祉協議会の機能という役割なのですが、私が知っている範囲では、市と役割分担をしながら介護や福祉の分野でいろいろな活動をしております。全国の市町村にもあるわけですが、本市の場合、この社会福祉協議会の存在について、市民の認知度が大変低いような気がしております。

先日、社会福祉協議会の交流会がありまして、函館市の南茅部の社会福祉協議会の方が来られて、その活動等の報告を聞きました。毎月定期的に刊行物を出して、定期的に住民へ福祉サービスの積極的な還元をして、非常に活発に活動されているということです。この社会福祉協議会の財源の一つであります会費なのですが、そこは 1 世帯に月 100 円、年間 1,200 円をお願いしている状況でありまして、ほかの市町村は、例えば余市町ですと各町内に社会福祉協議会に協賛していただける方、運動員の方を配置して、1 世帯当たり大体年間 500 円の会費をいただいているような形で会の運営を行っているようであります。倶知安町も同じく 500 円ということですが、では本市はどうかというと、1 世帯当たり年間に 40 円なのだそうです。御存じでいらっしゃいましたでしょうか。年間 40 円だそうです。社会福祉協議会の全収入の約 2 パーセントになっておりまして、他市町村から比べて格段に低いというような状況の中で、なかなか協議会としての活動も周知することができないような状況もあります。社会福祉法人でありますから、そこに理事もあって、その中でいろいろ協議もされるのですが、今後、高齢者が増えていく中で、もっと活発な活動も考えられることから、社協としてこの会費を今の御時世で上げることはなかなか難しいのかもしれませんが、市としても、社協にいろいろな委託をしている部分もありますから、もう少しいろいろと活動の活発化や、そういうものに対する助言、提案等がもしできるようならば、お考えいただきたいの

ですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

社会福祉協議会の関係で御質問がございましたけれども、委員がおっしゃいました年間40円というのは、確かに社会福祉協議会の会費及び会費規程というもので決められておりまして、その中の第1号会員会費ということで、町会が会費として支払うということで年額40円と決められております。この規定の制定年月日を見ますと昭和44年7月1日ということで、それ以降ずっと40円が続いて現在に至っているということでございますので、他市の状況も調査する必要があるのかと、見直す必要もあるのかという感じはいたしております。

ただ、町会の負担が増えるという話でもありますので、負担が増えるということは、社協の活動もそれなりに充実しなければならないし、これだけの活動をしているのだからもうちょっと払おうというようなことを社協として訴えていくということも必要になると思います。その辺については、社協の本来の仕事が、市内の福祉活動あるいは福祉サービスの展開をバックアップとかサポートするような仕事なものですから、もっと表に出てもいいというのは私も同感でございますので、その辺を含めまして、社会福祉協議会に対して働きかけをしてまいりたいと思います。

○上野委員

本市に限らず社会福祉協議会というのは、これから高齢者が多くなっていく中で、ニーズも非常に増していくと思いますので、市として、これからの連携をより深めて、より活発な活動ができるような支援等も考えていただければと思います。

◎防災について

次に、最後になりますけれども、防災についてお尋ねします。

先日、総務常任委員会の視察で新潟市に行き、防災について視察をさせていただきました。私の目にとまりましたのは、民間施設の活用という部分です。新潟市は河川はらんが多らしく、はらんしたときの一時的に避難する場所として、公的な施設だけではなく民間のビルに避難できるように協定を結び、そのビルに避難場所というロゴマークのようなものを設置して、市民への周知を進めているようであります。今年に入り、やはり東日本大震災があってから、本市でも防災意識が非常に高まっておりますし、また議会での質問も大変多いのですけれども、避難場所についても、やはり公共の施設だけではなくなかなか賄いきれない部分も質問の中で出てきているようであります。

そこで今後、小樽市内でも、耐震性のある民間の建物に関して、一時避難場所としての協定を結んでいくような取組をされていく考えはあるのかお尋ねします。

○（総務）杉本主幹

民間施設の活用についてでございますけれども、市内には既に協定を結んでいる施設もございますが、今後、利用可能な建物につきましては、建物所有者と協定を結ぶなど、例えば津波避難ビルですとか、今、委員がおっしゃったように住民の一時避難場所としての活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

ぜひとも率先して民間の防災意識を高めるという意味でも各町会等に働きかけを進めたり、あるいはそういうビルを持っている所有者に働きかけて協定を進めて、そういう施設が少しでも増えればと思います。特に、現在、本市では津波ハザードマップをつくっておりますけれども、今後、津波による浸水の想定域が出てくると思うのですが、港周辺のビルの中には公的な施設以外にも民間の高いビルもありますので、ぜひとも積極的に進めていただきたいと思います。あるいは、津波ではないですけれども、そのほかの地震などいろいろなものの避難場所についても、学校が主な避難場所になっていると思うのですけれども、長橋地区もそうなのですが、高齢者が大変多くて、いざ避難となって、一時避難で長橋小学校まで行けるのかどうかという部分もあります。そういう中で、近所に民間の施設の中である程度の広さを持っている、町内会館もあるでしょうし、そのほかにもそういうものがあれば積極的に進めていって、ただ協定を結ぶだけではなく、防災意識を市民みんなを高めていくという意味合いからも、

ぜひ進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○酒井委員

◎認定こども園について

昨日も各会派、各委員の方から御質問がありましたけれども、認定こども園について質問させていただきます。

まず、これが始まったのが平成18年度ということなのですが、現在、北海道ではこの認定こども園が何件くらいあるのかお示してください。

（福祉）子育て支援課長

道内の認定こども園の数でございますけれども、平成23年4月1日現在では41件となっております。

○酒井委員

平成18年度からスタートしたとのことなのですが、そもそもこの認定こども園制度がスタートした経緯というか、この制度が始まった理由などについてお聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

認定こども園の制度ができた契機ということでございますけれども、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境が変化してきたということに伴いまして、多様化する小学校就学前の子供の教育及び保育に対する保護者や地域のニーズにこたえるため、平成18年10月からこの認定こども園というものがつくられました。幼稚園及び保育所における子供に対する教育、保育、それから保護者に対する子育て支援を総合的に進めていくということが経緯というふうに聞いてございます。

○酒井委員

経緯がよくわかりました。保育園と幼稚園が一体となることによって、子供に対してどんなメリットがあると考えられますか。

○（福祉）子育て支援課長

子供に対するメリットということなのですが、少子化の進行によって、子供の兄弟が少なくなっており、そういう中で、子供の健やかな成長にとっては大切な集団生活や異なる年齢の子供との交流、こういう機会が少なくなってきましたが、それが認定こども園という部分で確保されているということです。

それからまた、保護者の就労の有無にかかわらず同じ施設で教育、保育を受けることができるということで、保護者が何らかの事情で仕事をやめたような場合、従来ですと保育所に入所している子供については、保育に欠ける状態ではなくなったということで保育所を退所するという状況が生じます。認定こども園ですと、そういう状況がないので、引き続き同じ施設が利用できるという状況がありますので、環境ですとか友達、教職員がかわることによるストレスがないということがメリットとされてございます。

○酒井委員

逆に預ける側、保護者にとって、どのようなメリットがありますか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほどの子供のメリットを裏返すと、保護者が自分の就労に関係なく同一の施設に預けられるということでのメリットもあります。

また、そのほかに必ず幼稚園か保育所かどちらか一つの選択だったのが、認定こども園によって選択肢が一つ増えたということもメリットというふうにされてございます。

○酒井委員

ちなみに入園の選考について、もう少し具体的に聞かせていただきたいのですが、例えばこの制度を必要とする方への優遇措置などがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

入所の選考の基準ということなのですが、まず事前に客観的な選考基準を定めて公表するということは昨日も申し上げたのですが、その内容の部分といたしましては、現在の認可保育所と同様に、母子家庭であるとか、虐待を受けている子供ですとか、特別な事情によって支援が必要な子供については優先していくような形、あるいは兄弟入所ですとか、それぞれその子供の保育の必要度といいますか、緊急度といいますか、そういう部分について優先度を明確に点数化していくというような形で公正な選考を行うということになります。

○酒井委員

要望なので答弁は要りませんが、本市で初の認定こども園が開設される予定なので、やはり市としてもしっかりとかわっていただいて、子育ての環境整備に努めていただきたいと思います。

○濱本委員

◎教育委員会の新年度予算編成について

教育委員会に1点だけ伺います。代表質問の中で新年度予算編成に関して質問させていただきました。教育長から、いわゆる教育委員会は予算編成権がないので、市長と十分に意思疎通を図りながら編成を行いたい、要望していきたいと御答弁がありました。法的に言うと、教育長と市長だけが話してもだめで、教育委員すべてが話さなければならぬと私は思うのです。そういう意味では、文部科学省は教育委員会の実態調査のようなものを毎年やっていますけれども、その調査項目の中で教育委員の方々が市長と面談をしたこと、懇談をした回数は年何回ですかという調査項目もあります。恐らく小樽市では、山田前市長のときも、ほとんどそういうことは公式的にはなかったと思います。教育長が交代されたわけですから、全教育委員を含めて、市長との懇談、意見交換、そういう場を持っていただきながら、新年度の予算編成に対して要望していただきたいと思います。その1点だけ伺います。

○教育長

ちょうど今晚、初めて教育委員長、委員の勉強会の第1回目をやることになっていまして、その勉強のテーマが「教育委員会の活動」「教育委員会の開催のあり方」です。文部科学省から来ているデータを勉強のテーマとして、その中に委員が御指摘の問題も、市長、いわゆる地方自治体の長と教育委員会との懇談ということもテーマとして上げていますので、今後の教育委員会の取組をその方向で進めてまいりたいと、もちろん市長サイドと協議をしなければなりませんが、方向とすれば、そういう方向で進めてまいりたいというふうに考えています。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

一般質問にかかわって質問させていただきます。

◎買物弱者対策について

初めに今回、買い物弱者について質問をさせていただきました。以前から要望をしておりましたアンケート調査が本年行われたということです。ただ、無記名での回答は当然だと思うのですが、回答者の住む地域の記入ぐらひはあつてしかるべきではなかったのかと思うのですが、どうして地域などの記入はされていないのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

アンケート調査についてでございますが、このアンケート調査の主たる目的は、第5次高齢者保健福祉計画あるいは介護保険事業計画の策定のため、介護保険料を幾らにするのかというようなことを決める計画の策定のためのデータ収集でございます。市内の高齢者の動向がどのような傾向にあるのかということをデータとして収集するために行ったものでございますけれども、この調査の中に、新たに買い物弱者についての傾向も設問として入れました。

市としてもその傾向をつかみたいということで入れたのですけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、どこの地域にお住まいなのかという設問はございませんでした。結果として、その地域の特性というものは、このアンケート結果からはつかむことはできません。この点について設問の中に入れていれば、その地域の特性がつかめたというのは、委員がおっしゃるとおりでございますので、今後調査する際の反省点とさせていただきたいと思います。

○秋元委員

ぜひお願いします。今回の調査は、私が求めていた調査とはちょっと違ったのですけれども、65歳以上の比較的健康な方でも「買物サービスを利用している」また「利用したい」ということが42パーセントぐらいと、割合的には結構高いというふうに思いました。また、その理由もやはり近隣に店がないということが一番の理由だったようですが、そういうことから考えれば、当然介護認定を受けている方などには、もっとニーズはあると思いますし、ぜひ対策も考えていただきたいと思うのですけれども、市としては、今回の調査で、買物サービスについて一番望まれるサービスはどのようなものにとらえていますか。

○（福祉）地域福祉課長

アンケートの結果によりますと、一番多いのが宅配サービスというものでございます。

○秋元委員

私も調査の結果を見てそう思ったのですけれども、高齢者の方からお話を聞くと、やはり買物サービスを受けたいという方がたくさんいるのです。以前にも伺いましたけれども、市内では、かなりの店舗が宅配サービスをしているということなのですが、いまだに知らないという方も多いですし、その利用の仕方もわからないという方もたくさんいますので、お金をかけて周知をするということではなくて、まずはできることからやってほしいと思うのです。群馬県高崎市などでは、ホームページにサービスの利用できる店舗の一覧を載せています。高齢者の方がどれだけ見るかというのはちょっとわかりませんが、どういうサービスが受けられるのかを一覧にして、例えば広報誌の裏でもいいですし、別枠で買物サービスみたいなことを一覧にしてみてもいいとは思っているのですけれども、この辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

買物サービスの周知についてでございますけれども、宅配が一番望まれているサービスであるというような話でございしますが、買い物弱者対策ということで、市の施策ということになりますと、福祉部と産業港湾部が内容などを相談しながら、施策として広報誌への掲載を依頼することができると思います。

ただし、広報おたるはスペースが非常に限られているということと、個々の店の紹介ということになると難しいだろうと思われれます。そして、広報おたるは、どちらかといいますと、その時々のおしゅんの話題といいますか、タイムリーな話題を提供しておりますので、保存しておいて、また後で見るといことがあまり多くないということも聞いております。

産業港湾部といたしましては、周知ということでは、商店街や市場などでホームページを持っているところもございしますので、そちらに宅配のことなどを載せられないかということを提案したりというふうにも思います。高齢者や買物にハンディキャップのある方御自身が皆さんインターネットをごらんになるかというのと、必ずしもそうではないのですが、情報を載せることで親族の方ですとか、知人、友人、それから地域の口コミなどで伝わっていく可能性があると思います。そういった部分で、市のホームページにも市場、商店街のページというのが若干ですけれどもございしますので、そこに載せられるかどうかというのも、相手のある話ですから、相談しながら研究をしたいというふうに考えます。

○（福祉）地域福祉課長

福祉部として補足させていただきますけれども、福祉部として考えられることにつきましては、高齢者ガイドブック、あるいは小樽市くらしのガイドというようなものもつくっておりますので、そちらに掲載するとか、あるいは民生

委員は地域の方との接触が多い関係から、民生委員を通じて一覧表を配布することも可能であると思いますので、その点につきましては検討してまいりたいと思います。

○秋元委員

一般質問で市長から、具体的な計画が示されれば支援を検討していきたいという御答弁もいただきましたけれども、民間の力も活用することは重要だと思いますので、今後、具体的な計画などを募集するような考え方はできますか。

○（産業港湾）三船主幹

計画の募集についてですが、宅配サービスへの取組というのは、福祉的な部分の向上ということももちろんありますけれども、そのほかに商店街等についてみれば、新しいニーズの掘り起こし、顧客の獲得につながる可能性があると思います。ですから、市場連合会や小樽市商店街振興組合連合会といった組織もございますので、そういったものを通じて、買い物弱者の対策、特に宅配サービスなどについての話題を問題提起し、また、情報提供をしてまいりたいと思います。そして、役員会等の集まりもございますので、そういった際にも問題提起したいというふうに考えます。

あと、まだ実現には至っていないのですが、組合での宅配を大分前から引き続き検討している団体も現にありますので、こちらとは引き続き意見を交換していきたいと考えております。

また、計画が出てきたら、それに対しては、商店街等の活性化のための施策というものもございますから、そういった部分で支援をしていきます。

○秋元委員

よろしくお願いいたします。

◎生活保護の自立支援について

次に、生活保護の自立支援について伺います。就労支援についてこれまで取り組んできたかと思いますが、平成23年度実績として伺った数字では、かなりたくさんの方がこのプログラムに参加されているようですけれども、この取組についてお知らせいただけますか。

○（福祉）生活支援第2課長

就労支援プログラムについての御質問でございますが、就労支援プログラムというのは、実は二つありまして、一つはハローワークと連携して実施している事業であり、もう一つは本市が実施している事業であります。参加者数からいきますと、圧倒的に本市が実施している就労促進事業が多いので、この内容について説明させていただきます。

内容としては、嘱託の就業指導員を配置して、就業指導が必要な被保護者や要保護者に対して、就業指導員がケースワーカー等と連携を図りながら相談者の経歴、資格、希望する職種に応じた求人情報を提供し、履歴書の書き方、面接の受け方など、きめ細やかな指導・助言を行い、就業指導の実効性を図るものです。具体的な業務としては、就業指導の必要な被保護者等に対してケースワーカーが連絡を取り、本人同意の上で生活支援課に来ていただきまして、就業指導員と面接して、適切な求人情報の紹介やアドバイスなどを行っているものです。

○秋元委員

そこで、今お話しいただいた2名の就業指導員が嘱託で仕事をされていると思うのですが、この方の資格ですとか仕事内容、これはどのような形で行われているのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

就業指導員は、ハローワークのOBで相談業務の経験豊かな方を嘱託として採用しておりまして、生活支援課内に相談箇所を設けて、そこで面接を行っているものです。

○秋元委員

それで、本年4月1日から始まった自立支援プログラムが五つありますけれども、その際に優先されているこの対象者の絞り込みについては、どのように行われているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

自立支援プログラムの対象者の選定でございますけれども、対象者の選定に当たりましては、最初に個々の生活保護受給者の実情を最もよく知っている担当ケースワーカーが、自立支援プログラムにのせたほうがよいと思われる受給者をまず選び出します。その次に、担当ケースワーカーと担当係長との間でその方を自立プログラムの対象とすることかどうかということの検証を行います。そして、自立支援プログラムの対象としたほうがよいと判断した場合、今度は自立支援員と自立支援担当主査を交えまして、対象者の生活状況等についての確認や支援方針などについても検討を行い、どの自立支援プログラムが適しているのかということ判断の上で対象者として選定いたします。その後、対象者となった受給者の方には、自立支援の担当員が訪問し、さまざまな相談に乗りながら自立への支援を行っているということでございます。

○秋元委員

わかりました。非常に御苦労されて時間がかかると思うのですが、ぜひ個々の方が一日も早く自立されるように今後もよろしくお願いいたします。

◎教職員の勤務実態調査について

続きまして、一般質問で教育に関連して、教職員の勤務実態調査について伺いました。これは、昨年、会計検査院から勤務実態の調査をするようにということで北海道が調査を行い、教職員が研修をしていたという中で、図書館で研修していたという方が、研修したとされる日が実は休館日だったということがわかったそうです。それで全道的に会計検査院から調査するようにということになったということで、一般質問でも話しましたが、私の周りの方からは非常に厳しい声が聞かれました。それで今回質問させていただきましたけれども、まず今、道教委が行っているこの勤務実態調査の結果については、いつぐらいにわかる予定でしょうか。

○（教育）学校教育課長

今行っている勤務の実態調査の件でございますけれども、これにつきましては、具体的にいつとは言っていないのですが、今年度退職する方につきましては、なるべく早めに調査をして、聞く限りでは、めどとして来年 8 月ぐらいというようには聞いております。

○秋元委員

今回、道教委が調査している本市から提出したその報告について、道教委から一定の結論が出ますよね。その結果というのは、いつぐらいに出るのですか。

○（教育）学校教育課長

本会議で教育長から答弁しましたが、小樽市関係分についてはまだ通知が来ておりませんというような答弁だったのですが、会計検査院の公表にあった小樽市関係分につきましては、12 月 7 日の本会議の最中に通知が来ております。その部分につきまして、給与返還等も伴うということもあり、現在、公文書の確認をしておりますので、今は具体的な件数等を答弁できないのですが、確認ができ次第、議会へは報告したいと考えております。

○秋元委員

道教委から小樽市分の内容が戻ってきて、給与返還があるということなのですね。あるのだけれども、今は確認している最中だということなのですが、例えば会計検査院が公表したものを小樽市教育委員会や道教委が確認をする中で、その数が減ったりすることというのはあるのですか。

○（教育）学校教育課長

今、その辺の数字の増える、減ることについても含めて確認をしているというところですよ。

○秋元委員

では、会計検査院からこれはおかしいよ、給与返済だよと来ているのに、そこで小樽市教育委員会が確認をして、会計検査院の調査が間違っていましたということもあるのですか。

○教育長

恐らく会計検査院の数字は変わらないと思います。今、確認しているのは、原因をつくった学校と現にいる学校が違うということ、それから、退職者の所在なのです。そういう手続上のことだとか、そういう確認をしています。確認の中味は、いわゆる学校の確認、それから、いつどこでという日時だとか時間、時間数だとか、そういう細かな確認を道教委が持っている資料と、それから私どもが報告した資料との突合だとか、結局納付書で納付することになるものですから、原因者、納付義務者から確認を求められたときに確実に言えるように、そごがないようにということの確認です。会計検査院は検査の結果を報告していますので、それを変えることはないと思います。

○秋元委員

今回は会計検査院から給与の返還も求められるということなのですから、当然今、会計検査院から戻ってきている部分は、給与返還についての人数、金額が来ているということではないのですか。

○教育部長

道教委からはその辺も含めて通知は来てございます。ただ、先ほど教育長が答弁申し上げましたように、確認作業を必要とするということでございますので、現段階では報告はできないということでございます。

○秋元委員

正確な情報といえますか、状況といえますか、これを報告できるのは、いつぐらいになるのですか。

○教育部長

現在、私どもが聞いている限りでは、全道的に全教育局を通じて確認作業を行っているということでございますので、もう少し時間はかかると思いますけれども、ただ、それほど長い時間は要しないというふうに考えてございます。

○秋元委員

小樽市議会に対しての報告というのは、今定例会のうちにされますか。

○教育部長

今定例会中にその数値が確定する、全容が明らかになるということになれば、議会に報告をいたしたいというふうに考えています。

○秋元委員

それで、給与の返還を求められるということで、事情聴取をするということなのですから、もう既に人数や金額が確定して戻ってきているということは、この事情聴取というのはされたのですか。

○（教育）学校教育課長

会計検査が入りまして、こういう本人に聞き取りの必要なものにつきましては、この結果が来る前に、既に終わっております。

○秋元委員

それで、一般的には、研修するという届出をして、承認されて、研修場所が自宅だったということで今回調査がされているのです。例えば、図書館で研修するというので、調べたら実は図書館が休みだったと。聞いたら図書館が休みだったので自宅にいたとか、どこで研修したか証明できないというような、一般的には信じられないような回答をされて、今回、全道的に調べるということになったのです。小樽市で何人いるかはまだわかりませんが、その人たちの取扱いというのは、給与を返還するだけで終わるのでしょうか。

○教育長

現在来ている通知は、道教委のいわゆる給与支払責任者としてのものとして、一方で、いわゆる任命権者として処分はまた別物だという考え方で、今は給与の返還、その後どこに責任があったのかというのは、これはまた別に道教委から通知があるというふうに聞いております。とりあえずは今、給与の返還、その後にその原因がどうであったかということとはまた別と伺っておりますので、服務監督権者である市教委に任命権者である道教委から

しかるべき通知があれば、適切に対応していくというふうに考えております。

○秋元委員

私のもとには保護者の方から、例えば万が一そういう教職員の方が本市から出た場合には、保護者に対してどういうふうに説明するのだという声が聞かれますけれども、これは小樽市教育委員会としては、どういうふうに考えていますか。

○教育長

その内容が、まだどういう内容になるか全貌が明らかではありませんが、いずれにしても何らかの処置があるものと思いますので、そのことに関していえば、処分については公表してまいりたいというふうには考えております。

○秋元委員

公表というのは、例えば学校名ですとか、実名を公表するということですか。

○教育長

個人名までは公表できないと思いますが、件数、それから何人ということまでは公表できるというふうには、今、考えております。ただ、内容がまだわかりませんので、内容で判断をしたいと思っております。

○秋元委員

内容によっては実名の公表もあり得るということですか。例えば給与返還を求められるということは、何らかの不正があったのではないかというふうに一般的には考えます。本人も認めた上で給与を返還したのであれば、これは当然一般的にはとんでもないことだということになりますけれども、この辺の押さえ、また例えば研修とって、不適切にその研修場所に行っていなかったとかしていたわけです。それで給与の返還を求められている。この辺の扱いというのはどういう位置づけになるのですか。

○教育長

処分権限というのは任命権者にありますから、道教委から公表するということになりますので、基本的には、現在、道教委がさまざまな事件で公表している内容で言えば、個人名までは公表していないということになります。昨日の新聞にも道教委からの処分が出ていましたけれども、あのような説明になろうかと思います。

○秋元委員

それで、今回、小・中学校のこれまでの本市における承認された研修の数も報告いただきましたけれども、例えば平成21年度は小学校で311人、中学校で88人、22年度は小学校で307人、中学校で67人が長期休業期間中の延べ人数で研修を行っているということで、研修場所は、研修会場ですとか図書館、自宅というふうになっています。しかし、実際、自宅でどのような研修をされるのか、また内容はこれからだとは言っていましたけれども、勘ぐってしまえば、これまでも当然、今、始まったことではなくて、きっと行われてきたのだらうというふうに思うのです。一般的に自宅で研修するということは、どういう研修をされるのですか。

○（教育）学校教育課長

自宅で行う研修の場合ですけれども、例えば学校にあるパソコンの中に入っているソフトで実際にその教科の教材をつくるときに、あるパソコンでは対応できなくて、自宅にあるパソコンであれば作成、編集が可能ということで、そういったことで、自宅で研修を行うという場合があります。

（「それは研修ではないよ、それは作業でしょう」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

それだけなのですか。でも、もし本当にそういうことがずっと続いてきたとすれば、それは教育委員会としてもそういう環境整備は当然行わなければならないわけで、それはあまりにも教職員に対して申しわけないというか、そういうことで自宅でなければ仕事ができないのであれば、そういう環境がずっとほったらかしとは言いませんけれども、続いてきたのであれば、これはまさに教育委員会の怠慢と言われても、それは仕方がないのではないですか。

○教育部長

怠慢かどうかということでございますけれども、教育環境の整備については、いろいろな場面で最大限の努力をしているつもりでございます。特に教材研究について、今回の事例がストレートに当てはまるかどうかわかりませんが、一般的に私が聞いている範囲では、例えばパワーポイントというソフトがございますけれども、これについては、今、学校でパワーポイントの入っているパソコンということで順次整備はしているのですが、一昔前の整備状況ですと、それさえもソフトとして準備されていなかったという実情がございます。そういったところで、たまたまそういうソフトを個人で、教員が自宅のパソコンで購入して持っている、使いこなせるということであれば、それを教材研究の中で使用するというような実例があったということも、この事例ではないかもしれませんが、そういうふうに聞いてございます。そういう意味で、なるべくこれからは学校に備えつける教材・教具の関係では、より直接教員が使いやすい環境を整備していきたいと思っておりますので、もう少し時間はかかるかもしれませんが、そういった今回の事例、事案なども考慮に入れながら、予算の適切あるいは的確な執行に努めてまいりたいというふうに考えています。

○秋元委員

その部分は、ぜひよろしくお願いいたします。

自宅での研修の話に戻りますけれども、会計検査院が不適切と言う限りは、それ相応の理由があったのだと思うのですが、例えば図書館なり自宅なりで研修する場合の承認もそうですけれども、研修した結果というのは許可しっ放しなのか、その後どういう結果があったのかというのは管理していないのですか。

○（教育）学校教育課長

自宅も含めて校外研修を行う場合には、基本的には校外研修処理簿というもので学校長の承認を得て研修を行います。ただ、研修の内容がはっきりしないものにつきましては、当然、事前に研修計画書を作成しまして、研修が終わりましたら研修報告書を学校長のほうに提出しておりますので、それで研修の実態を確認しております。

○秋元委員

であれば、またそれこそ問題であって、それは要するに報告書の偽造をしているということですよ。それでは、だれかが見ればわかります。それを学校で、だれが確認をするのですか。

○（教育）学校教育課長

偽造ということではなくて、その研修の内容、計画表を見て、当然計画の段階でそれが研修にそぐわないというものであれば、その段階で校長は承認していませんし、それを基に研修を行って、研修の報告書を出すということで、そういったような事実はないとは思っております。

○秋元委員

であれば、こういうふうに指摘されることはないわけで、やはりどこかおかしい報告なりがされていたのだろうというふうに思うのです。ましてや、例えば図書館が休館日だったのに図書館が研修場所になっていたとか、そういうものももしかしたら含まれていたとすれば、改めてチェックし直したらそういうものが出てきたとすれば、今まではそこがちゃんとチェックできていなかったということですよ。

○（教育）学校教育課長

こういったような研修の詳細調査というのは、今回初めて入っております。その中で休館日に研修の実施があったというようなことも言われていますので、そういったような事実が今後明らかになった場合には、その辺は適切に実施するように指導は徹底したいというふうには考えております。

○秋元委員

一般質問では、今後、市町村の教育委員会職員の立会いの下、事情聴取がされるというふうに御答弁されていきますけれども、今回、結果が出て、その後もまだ本人も含めて事情聴取というのはされるのですか。

○教育部長

今回の部分につきましては、会計検査院が入ったものについての調査の結果に基づく一連の措置というのを現在進行形でやっているということでございます。今回は限定された学校ということで会計検査院が入ったものですから、それとは別に、それを契機として、ほかの学校も果たしてどうかということで、北海道教育委員会が行うという調査が、このたびまた新たに始まっているところです。その調査の中では同じように、御本人から事情聴取をするという場面があるということでございます。

○秋元委員

それで、ちょっと話が戻るのですけれども、先ほど平成21年度と22年度の長期休業期間中における研修の延べ人数をお示しいたしましたが、小学校のほうが圧倒的に数が多いのですけれども、この理由というのはどういうものなのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

中学校になりますと、一般的に教科担任ということで、教科の担任になっておりまして、小学校は担任が指導する教科が中学校の教員よりは多いということで、そういったことから研修の機会が多いというふうには考えております。

○秋元委員

それで、教育公務員特例法で授業に支障のない限り、承認を受けて勤務場所を離れて研修ができるとありますけれども、これは長期休業期間中とはまた別ということですよ。ということは、小学校でも中学校でも、夏休み、冬休みの間以外にもこういう届出を出して承認されれば、研修を行っているということでもいいのですか。

○（教育）学校教育課長

この教特法の校外研修につきましては、あくまでもいわゆる職免という形での研修になっております。そのほかに出張命令を受けて旅費を支給して行う研修もございますので、これについては校外研修ではなくて、いわゆる研修という業務で行っているケースもございます。

○秋元委員

それで、これから公表されていくかと思いますが、この影響というのは、私はかなりあるというふうにするのです。実は、私もインターネットをやっていて、今回、一般質問がインターネットで中継されるものですから、友人などにこういうことで質問するよということで、いろいろとツイッターやフェイスブックで投稿したら、友人以外の方もたくさん見ていただいて、いろいろな意見をいただきました。非常にこの教育の部分では、本当に驚いたとか、逆に私が怒られたりすることもあったのですが、そういう部分で、もし市内で不適切と言われるような教員がいたとすれば、保護者としても非常に残念なことですし、しっかり改善していかなければいけないと思いますけれども、今回、職務規律の徹底についても伺いましたけれども、改めて今後こういうことが再発しないような取組をどういうふうにされていくのか伺いたいと思います。

○教育長

本会議でも答弁いたしました。まずはそのような事態が小樽市内で起きたということで、まことに遺憾であると考えておりますし、また、市教育委員会としても、その原因を、なぜそのようなことが起こったのかという背景も含めてきちんと検証して、実効性の上がる手だてを考えなければならないというふうに考えておりますので、結果が出次第、できるだけ早くその作業に入りたいと考えておりまして、今後の職務規律の確立に向けて厳正に対処していきたいと考えております。

○秋元委員

この後は、調査結果が出た後にまたいろいろと伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

○外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業について

まず、観光客のダイレクトアクセス実証実験事業について伺いをいたします。

この関係につきましては、既に本年第3回定例会で議論もされておりますし、予算も承認をされているということで、私もいろいろひも解いてみますと、これはホテル業界や観光協会が実行委員会をつくってこういった企画をして、市が道の支援を引き出して運営されるというようなことで理解をしていたのですけれども、昨日、新聞で詳細な報道がなされたものですから、実は市内の宿泊事業者から、市はなぜ8事業者のみに限定をして支援しているのかと、オール小樽でなぜ取り組めないのかといった疑問の声が寄せられました。この間、こういった取組をするときにどのような事情があったのか、まずその経過について伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ダイレクトアクセス実証実験事業の関係でございますけれども、この事業の構成メンバーといえますか、参加している宿泊施設は、オーセントホテル小樽、ホテルノルド小樽、ホテルソニア、朝里川温泉宏楽園、朝里クラッセホテル、ウィンケル、蔵群、グランドパーク小樽の8施設でございます。

ホテルが8社になった経緯につきましては、ホテルの集まりでございますOHM、小樽ホテルミーティングというところが中心となって声がけ等しておりますので、最終的に8施設に絞られた経緯までは承知しておりませんが、聞いているところによりますと、まず今回の事業につきましては、乗り合いの運行バスがございますが、1台についてのバスの料金負担が各ホテルに求められております。これは、1席につき幾らという形で、乗っても乗らなくても負担が生じるという形になっております。

そういう意味から考えますと、1台のバスをたくさんの事業者に割り振りするという形になりますと、ホテルの持分が非常に少なくなりまして、これをエージェントなどに売っていく中では、うちのホテルは2席だけあります、3席だけありますというような売り方だと、エージェントが大変困るという部分もございますので、そういう意味で、まず外国人観光客の受入れに一定数の数があるホテル、あと単純にお金を出し合えば客が来るという形ではございませんので、外国に向けてパイプがあったり、積極的にプロモーション活動に行くという中でOHMのほうで選定した中で声がけて、この8社になったというふうに聞いております。ただ、朝里川温泉につきましては、OHMに入っているホテルが非常に少ないので、別途温泉単位の部分で声がけをして、最終的にはこの8社になったというふうに聞いております。

○林下委員

この御意見は、中小の宿泊施設も原発の風評被害あるいは円高の影響など同じ条件で非常に苦労していると、いろいろな意味で支援策は要請したかったのだけれども、今、御答弁があった例えば負担金の問題であるとか座席の問題で調整がつかなかったというような話ではなくて、話合いの場そのものが設定されていないというような指摘だったので、その点については確認をされているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

当日、担当者が不在でございまして、大変申しわけないのですけれども、今回、その話合いの場に呼ばれたホテルがどこなのかというものは確認がとれておりません。

○林下委員

私どもも第3回定例会でも大変すばらしい取組だというふうに評価もしていたわけでありますから、これからはずっといろいろなこういう形での支援策というのは継続されるべきだと思うのですけれども、やはり一部の事業者への支援というイメージというのは、非常に公平性の観点からこういった疑問が、あるいは御意見が出てくるということも私どもとしても理解できると思うのですが、行政として、こういった取組のときにこういう声が出ないように指導

という改善がなされるべきだとは思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

先ほどの座席の持分についてですけれども、例えばAホテルであれば10席しか持っていないところが15席の予約が入ったと。では5席分は他のホテルから融通し合うというような形でバス運行はしていかなければならないということで話し合いがなされておりますので、実際の運行の部分では、今回の報道を見てそういうような形のホテルができた場合に、参加されているホテルとの中で、そういうような融通がなされていくことが可能なかどうかにつきましては、実行委員会に伝えてまいりたいと思います。今後につきましては、今回は、あくまでも実証実験事業ということで、国の部分ですとか便の部分、あと運行時間の問題なども検証して、来年度以降の本格的なホテル事業者が中心になった独自の取組につなげていくという形になっておりますので、必ずしも今回参画されているところだけがすべてということではなくて、今回の実証実験の結果を受けて、参加されているところが、逆に抜けるという場合もありますし、新たに入ってくるというのも当然可能になってくるとは思いますので、そういう意味でオール小樽の中で外国人観光客が小樽に来るような支援という形で取り組んでいきたいというふうに考えています。

○林下委員

御答弁を聞いていて理解のできる部分もあるのですけれども、ただ、今まで例えば札幌のホテルからバスの往復券を出すとか、あるいは買物券を出すとか、いろいろな取組、その成果とかあるいは反省点なども議会の場でもいろいろ議論がありましたけれども、今まであまり公平性に欠けるというような指摘はなかったと思うのです。ですから、ぜひその点については十分に配慮をして、今後の企画なり、今後の実証実験から本運行なり、そういうことを検討するならば、やはり十分注意を払ってもらいたいというのが私の見解なのですけれども、その点についてはどのような対策を考えられるのか、お答えください。

○（産業港湾）観光振興室長

確かに林下委員がおっしゃったことは、よく内容がわかりますので、今後の取組については、そのような点も十分注意しながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○林下委員

◎人口減少対策について

国勢調査の結果を受けまして、人口減少の対策について、一般質問で市長の見解を求めたのですけれども、20代、30代の若者の雇用の場がないから転出が非常に顕著だということで、非常に問題認識としては一致しているところがあります。

私は経済常任委員のときから、例えば地場産業の育成ということをやずっと繰り返し訴えてまいりました。今回、本会議で他の会派からも農業の後継者の問題の指摘もありました。農業などはいろいろな意見、TPPの問題もありますけれども、いろいろな考え方の中でも、これから成長産業になるという人もおりますし、やはりそれには地産地消というものをどうやって工夫していくかということでも、私は本市にとっても非常に重要な産業の一つになるのではないかと思います。あるいは、例えば沿岸漁業についても、本市はかつてその沿岸漁業で繁栄をした時期もありますし、水産高校や海上技術学校もありながら、実は、小樽で沿岸漁業をやりたい方、あるいは後継者が全く育たないということで、今、日本海にニシンが回遊してくるようになってきたけれども、小樽の漁業者にはもう、ニシンをとるために船を出して網を仕掛ける体力も能力もないという話を聞きました。大変深刻な問題だと思うのですが、やはりそういう後継者を何とか育成するようなことができないのかということをやいぶん議論してきたのですけれども、なかなか難しいことなのでしょう。しかし、今いろいろな分野で職業訓練的な、例えば介護士の問題などでも、やっとな職業訓練として1年間支援をして養成していくというような制度もできたのですが、やはりこういう分野でもそういう取組をすれば、できないことはないのではないかとことをやいぶん言ってきました。例えば、独特の文化であるもち屋なども、非常に有名なのだけれども、なかなか後継者が育たないと。そして、

食品加工は本市にとっても成長産業だと言いつつも、どうもうまく人材が育っていない、定着しないという、こういう悩みがあるわけであります。そういった点で、例えば今この小樽にそうした若者を雇用する、あるいはその後継者を育てる場として、何か考えられる方策はないのかということを、まずお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今ありました人口減少対策の中での若者の定着についてということではありますが、まさしく若者の定着ということが一番大事なのだということを、一昨日の一般質問でも市長から答弁させていただいたわけです。特に若者の雇用を確保するために、まずは地域、地場の産業の振興を図ることが大切だということで答弁させていただいておりますけれども、まさにその地場産業の振興を直接雇用にどれだけつなげられるのかということは、なかなか分析が難しいのですが、若者の雇用を確保することを意識した、念頭に置いた地場産業の振興ということで、実は先月から産業港湾部と企画政策室でその対策といいますか、事業について打合せをしております。まだ本日この場でこういった具体的なものは出すことはできないですけれども、何とかその事業化といいますか、来年度の予算化に向けて今両部局で検討を進めているということでもあります。

○林下委員

もちろんいろいろな取組をしてきたことについては理解をしているのですが、例えば今回、本会議でも指摘がありましたが、新規高等学校卒業者雇用奨励金の取組も継続してほしいという産業界の声もあるようですけれども、実際私もいろいろ調べてみたところ、意外と小樽市内の企業に継続して雇用をされている人が少ない、つまり人材として育っていないという、いろいろな事情があると思いますけれども、そういうこともあると思うのです。ですから、例えば本市には職業能力開発大学校があり、こういうところで非常に優秀な人材が育っていると、しかし、なかなか小樽に就職する機会がなく、大半の人は本州の企業に就職をしているという実態にあるようです。もちろん最近では、小樽にも多少は就職したという話も聞きましたけれども、大半がそういう状況になっていると。こういうものづくりに対する専門の教育をしているところがありますから、商大と連携して、何とかこういうところに企業支援というか、そういうものが取組としてできないのかというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほど企画政策室主幹からも答弁しましたが、市長からも経済振興といいますか、雇用とセットで次年度に向けて宿題をいただいておりますので、今、議論を重ねているところでございます。そういった中で、委員がおっしゃるようなことが実現できればということも考えておりますので、期待してとは言いませんけれども、今はちょっと話せるような段階ではないかと。職業能力開発大学校はこれまでも公開講座などを共催でやっておりますし、今年度で言えば、節目の年でもあったということで、ものづくりフォーラムということで少し大きめに開催して、市民にPR等もやってきたところでございますので、今後もそういう連携は続けていきたいと思っております。

○林下委員

一般質問で、小樽市が何とか雇用の場を確保するためにいろいろな施策を打つべきだという話をして、場合によっては、小樽の経済界というか、産業界に任せているのがだめだというふうに受け取られるかもしれませんが、何としても人口減少に歯止めをかけるための施策というのは非常に大事だと思います。昨日の夜、最近、徳島県の山村にIT産業が集中して集まっているというテレビ番組をやっていました。これは、たまたま地デジの放送の切替えの時期に、電波塔を建てないで光通信に切り替えて通信事情が飛躍的によくなり、そのことによってIT企業が集まるきっかけになったということで、一つの例ですけれども、いずれにしてもやはり企業というより自治体の考え方でこうしたことが、こういう方法もあるのだなとつくづく感じたのですが、やはりいろいろ全庁的に知恵を出していただいて、もちろん国の支援というものもしっかり受けられるような対策を、体制づくりというか、そういうものを急ぐべきだというふうに思うのですけれども、そういう考え方についてどうですか。

○総務部長

人口減対策ということで御質問がございましたけれども、今回の国勢調査の結果を受けますと、本市の抱えている人口問題というのは、大きく分けて二つございまして、一つには少子化という問題があつて、少子化は、どちらかというとやはり国家的な政策で改善していく部分だと思っています。二つ目の課題として人口流出という問題があつて、一般質問で市長からも、雇用の確保をいたしまして、特にその若年層の流出に歯どめをかけていきたいというようなことで、答弁をさせていただいたところでございます。

今、委員からも御指摘がございましたけれども、必ずしも我々がこれまで進めてきた人口対策というのは、それぞれの職場で、それぞれの政策で個別的にやってきたところがありますから、少し庁内的に、体系的にといいますか、これから少し戦略的に取り組んでいきながら、どうしても人口というのは、有効求人倍率の高いほうに流れていく傾向がございまして、本市を含めて道内というのは0.4から5ぐらいということで、2人に1人しか就職できないような状況が続いている中で、やはり市としてできることというのは企業誘致なり、あるいは移住政策とありますが、やはり特に雇用の場を確保するというのが重要な課題ですので、そういったことを踏まえまして、少し戦略的に、体系的に、全庁的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○林下委員

これは、本当にそれをこうすればこうなるという簡単なものではないということは十分承知しています。ただやはりこうしたきっかけといいますか、チャンスを生かして、何とか人口減少に歯止めをかけるというその大きな目標を全庁的に持って、いろいろな知恵を出し合つて、何とか対処していただきたいというのが発言の趣旨でございまして、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

◎共同墓について

次に、共同塚の関係で再三にわたつて早期の実現を訴えてきた立場で、私は大変前向きな御答弁をいただいているというふうに理解をしているのですが、市内にもいろいろな団体がありまして、さまざまうわさ話が飛び交つて、私のところにも問い合わせがあるのですが、それだけこの課題について期待もやはり大きいのだなというふうに判断をしています。

それで、市としても今、大変微妙な時期だとは思うのですが、具体的な話はできないにしても、やはり市民に期待と混乱というか、いろいろそういったものを起こさせないためにも、何か方針的なものを示す時期ではないかというふうに考えているのですが、御見解はいかがですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

共同墓についてのお尋ねでございしますが、これまで委員がおっしゃるとおり、議会ですとか市長への手紙などで多くの要望が寄せられております。そういった中、市民の方が安心して暮らせるように私ども原部といたしましては、従前の定例会で市長が答弁させていただいておりますように、設置に向けた検討を進めているところであります。また、現在ちょうど予算の時期というところもありますけれども、私どもといたしましては、なるべく早期に設置できるような方向性を持ちながら、今、努力しているところでございます。

○林下委員

よろしく願いいたします。

○委員長

民主党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 3 時03分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
一新小樽に移します。

○中村委員

一般質問で国際観光について質問をいたしまして、市長からも御答弁をいただきました。その御答弁で、もう少し各項目について詳しくお聞きをしていきたいと思います。

◎外国人観光客の誘致対策について

まず、外国人観光客の誘致対策についてですけれども、例えば「9月には中国のメディアや旅行会社を招聘し、小樽、ニセコ地区の魅力を体感していただいた」、それから、「姉妹都市であるソウル特別市江西区では、小樽は震災の影響がないことをアピールしてきました。さらに、10月には、台湾を訪問し、大手旅行会社に対するトップセールスと、観光説明会を開催したところです」という御答弁をいただいたのですけれども、主な香港、台湾、韓国、中国についてのその取組、まずはこれをもう少し具体的に詳しく説明をお願いしたいのです。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

東アジア圏に対する観光客の誘致についてでございますけれども、委員から御説明がありましたとおり、9月には中国のメディアや旅行会社を招聘したところでございます。これにつきましては、その成果といたしまして、10月には上海航空の機内誌に小樽とニセコ地区の記事が載っているほか、まだ手元には届いておりませんが、今月の中国の銀聯カードのVIP向けの会員誌に小樽の記事が載っているというふうに聞いております。そのほか招聘した旅行会社では、小樽、ニセコ地区を回るツアー商品が販売されているところでございます。

韓国につきましては、市長が訪問して、小樽が安全・安心できることをPRしていったほか、札幌市との連携により、MICE誘致の部分で、職員がソウルに赴いてキャンペーンをしているほか、木浦市というところで観光セミナーなども開催しております。

台湾につきましては、市長がトップセールスしてまいりまして、いろいろな意見交換、12月から始まる外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業ですとか、2月の雪あかりの路なども宣伝してきております。これにつきましては、観光説明会に参加していただいた業者の関係で、台湾の業界紙にダイレクトアクセスの取組、あと2月の雪あかりの路の記事が掲載されたというのがございます。

香港につきましては、メディアの招聘という形で、香港の日本の観光情報番組を招聘しておりまして、既に2回香港で報道されております。これにつきましては、中華圏の飛行機の機内番組でも取り上げられるという形になっておりますので、今後の観光客誘致に向けては期待が持てるところでございます。

○中村委員

確かにいろいろ努力をされているというふうには思うのですけれども、香港はかなり感触がいいかなと思うのですけれども、中国、韓国、特に韓国で小樽に対して、いわゆる原発事故で放射能の影響がというようなことがいろいろ耳に入ってきていましたけれども、実際に韓国へ行かれた方々の感触として、そういうところが、これからうまくぬぐえそうな感じなのでしょうか。これが一番心配といえば心配なのです。どんな感触としてとらえられてきたのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

徐々に放射能に対する部分で、小樽が安全・安心というのは周知したかったという部分はございますけれども、その後の報道などを見ますと、特に韓国は放射能に対する懸念が非常に高く、先般テレビのキャスターが白血病になったというのも、実は福島産の野菜を食べたのが原因だというような誤った報道がなされるというようなこともありまして、なかなか私どもが安全・安心だという風評被害の払拭に努めても、それをさらに上回るような過激な

報道がされるというような傾向があり、なかなか完全な払拭には至らないというのが現在の状況でございます。

あと、韓国の部分で言いますと、日本の円高の部分にあわせてウォン安がダブルでございまして、その辺が訪日旅行に対する意欲をちょっと低下させるというような形になっておりますので、旅行会社などの話によりますと、本格的な回復には、やはりまだ若干時間がかかるのかなというような見通しを立てております。

○中村委員

中国も同じような感じでしたか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

中国につきましては、韓国ほど放射能に対する懸念というのは、報道の部分ではされておられませんけれども、懸念という部分で申しますと、やはり子供連れですとか富裕層が、あえて旅行に行くならば日本ではなくてもというような形で敬遠するという動きが出てきておりまして、その辺がまだ難しいというふうに思っています。

あと、特にこれまでの部分で言いますと、首都圏や関西を回る、いわゆるゴールデンルートと中国で言われているところを回ってから北海道を訪れるというツアーがかなりの部分であったのですが、先般、首都圏の旅行会社に聞いたときには、その首都圏を回るという中国のツアーが今ほとんど皆無というような状況になっており、むしろそれであれば北海道に直接乗り入れるツアーのほうが売れているという状況になっておりまして、今まででありますと北海道に直接入るツアーと首都圏を回るツアー、関西圏を回るツアーが相乗効果をもたらして中国人観光客の入り込みが増えていたのですが、今、その本州からの分というのが途絶えているというような状況でございます。

○中村委員

今、御答弁を聞いていまして、やはりまだまだ時間がかかるかなという感じがするのですが、本当にこの放射能の問題というのは一朝一夕で回復するような問題ではありませんし、やはり時間をかけて粘り強く小樽の安全性というのを中国にも韓国にも、もうちょっと外国にアピールしていかなければいけないと思うのですが、そういう中で心配なのは、来年2月に雪あかりの路を予定していますよね。毎年、韓国から50名のボランティアが小樽に来ていただいていたのですが、この方々が来年、本当にまた来ていただけるのかと、市民の中でもそういう声が聞こえていますけれども、この辺に関しては、今回行かれて何か感触をつかんできたことがございますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

雪あかりの路のボランティアについてでございますけれども、今のところ予定どおり韓国から50名、実は中国からも10名ボランティアが来るという形になっておりまして、これについては、日本というのですか、小樽に対する理解のある方々でございますので、この辺は安全・安心で大丈夫だということを認識された方で、今のところは予定どおり訪問していただいて、ボランティア作業に従事いただけるというふうに聞いております。

○中村委員

予定どおり韓国から50名ですか、また来年も同じ人数でいらっしゃるのですから大丈夫と。中国は何人ぐらいとおっしゃいましたか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

中国のほうで10名でございます。

○中村委員

また来年の雪あかりの路も盛り上げていかなければいけないと思います。

◎外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業について

今の問題にも直接関係してくるのですが、先ほど林下委員からも御質問があったダイレクトアクセス実証実験事業について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

まず、一般質問で市長から、「新千歳空港での受付から誘導などの最終確認を行っているほか」というような表現で御答弁をいただいていますけれども、もう一度確認なのですが、実行委員会は、12月4日の北海道新聞の

記事で何社かの名前が出ていましたが、そのほかに先ほど林下委員のほうにも御答弁されたと思うのですけれども、オーセントホテル小樽、グランドパーク小樽、朝里クラッセホテルなど 8 宿泊施設で、あとはウィンケルとそれからどういうところでしたか、もう一度。蔵群でよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回ダイレクトアクセス実証実験事業に参画しているホテルなのですが、オーセントホテル小樽、ホテルノルド小樽、ホテルソニア、グランドパーク小樽、朝里川温泉に行きまして、朝里川温泉宏楽園、朝里クラッセホテル、ウィンケル、蔵群、以上の 8 施設がこの事業に参画しているところでございます。

○中村委員

そうしますと新千歳空港へ迎えに行って、外国人観光客を何らかの方法で誘導してバスに乗せて、小樽へ来るときのバスのルートなのなのですが、どういう形態のルート、経路になるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

直行バスのルートでございますけれども、新千歳空港を出た後、高速道路に乗りまして、市内に入りましたら市内の宿泊施設を回るという形になっておりますけれども、朝里川温泉につきましては、朝里インターチェンジでおりて、そのときに乗られている宿泊客が泊まるホテルをめぐっていくという形になっております。その後、市内のホテルに回る場合もございますし、1 便につきましては朝里川温泉と市内の 2 台を走らす予定もありますので、朝里川温泉にはそれでおしまいというケースもありますし、市内につきましては、小樽インターチェンジをおりまして、市内のホテルを順次回っておろしていくという形になります。バスの乗車の部分で朝里川温泉と市内が一緒の場合もありますので、その場合は朝里川温泉を回ってから市内の各ホテルをめぐるといような形になります。

○中村委員

そういう方に最大限、小樽をアピールしていただきたいと思うのですが、新千歳空港から小樽までバスに乗ってくるには、1 時間か、もっと時間がかかります。お聞きしたところによると、そういったバスの中でアンケートをとって、後々に生かしていくということらしいのですけれども、そのアンケートはどういう形で行うのか、各国からいらっしゃるのだろうし、言語の関係もあるのでしょうか、その辺をもう少し詳しく説明をお願いしますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

外国人観光客へのアンケートについてなのですが、実は本市ではこれまで外国人に対するアンケートというのはとったことがございませんでしたので、今回の機会を利用して、外国人のニーズを把握していこうというふうに思っております。

韓国、中国、さらには英語圏からも来るというのも予想されますので、アンケートにつきましては、ハングル、中文であれば繁体、簡体、あと英語のアンケートを用意いたしまして回答いただくというふうに考えております。

内容といたしましては、小樽に宿泊する理由ですとか、今回の旅行がどのような行程なのか、小樽の次の行き先はどこなのか、何泊の旅行なのか、そういうことを調査いたしまして、今後の観光施策に参考にしていきたいというふうに考えております。

○中村委員

今まで外国人に対してのアンケートというのは、団体客などでもとったことはなかったのですか。個人客、団体客といろいろあると思うのですが、すべて含めて今回アンケートというのは初めてとるのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

これまで私どものほうでやってきた観光客動態調査というのがございまして、これは必ずしも日本人、外国人という形で分けて、日本人だけを対象にしてきたというものではないのですけれども、前回やったときはアンケート調査をボランティアのガイドをお願いしたという部分もございまして、そしてアンケートの調査用紙の言語が日本語だったということもあって、必ずしも日本人対象のアンケートという形にしていたわけではないのですけれども、結果として

日本人以外はなかなか答えられないという状況がありまして、今まで御意見を伺うことはできなかったという状況でございます。

○中村委員

今までの調査では、アンケート用紙はあったけれども、日本語で書かれていたので、外国人の方々は理解できなくて、そういう数字的なものはつくることができなかったということなのですね。今回そういう意味で、初めての、貴重なデータになる可能性があるというか、今後もこの種のアンケートというのは、いろいろな形で続けていくのだろうと思うのですけれども、まずはそういうことで今回やってみて、その結果につきましては、この後、機会がありましたら確認をしていきたいと思います。

個人の声を聞いていくということなのですから、この事業で対象としている外国人観光客というのは、そもそも小樽へ来る意思、小樽を選択したそのきっかけ、どのような形で小樽を選んで、予約、申し込みをされてきたのかということがわからないのですが、普通には旅行会社を通してというように考えられますけれども、最近の傾向として、まだいろいろな形で、例えばほかの通信手段でというようなこともあって、旅行会社以外の方法で小樽を選んだというようなことがひょっとしてあるのかと思ひまして、その辺をもし掌握していまして説明をお願いしたいのです。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

外国人観光客が小樽を選んで予約等々をする手法についてでございますけれども、委員がおっしゃられたとおり旅行会社を利用するというほかに、やはり今、インターネットの活用というものがございますので、各国のインターネットの予約サイトというもので予約してくるというパターンが考えられます。そのほか、日本語が堪能な方につきましては、日本の宿泊施設のサイトに直接アクセスして予約するという形も結構増えているところでございます。ホテルによっては、特に今回のような取組をする宿泊施設は、自社サイトを多言語化しておりますので、そこまで来て直接申し込むという形の予約なども入ってきていると聞いております。

○中村委員

インターネットを通して申し込むと。今までは、一般的に旅行会社を通してというケースが多かったと思うのですけれども、その辺の比率、データというのは押さえていらっしゃるのですか。これまでの、それから最近の傾向だとか、今後どのように変わっていくのだろうというような予測といたしますか、そういうのは押さえていますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

そういう部分での数字は、残念ながら各外国の部分でございますので、持ち合わせておりませんけれども、旅行の形態として、中国市場ですと団体旅行がメインになります。というのは、やはり中国はビザの問題がありますので、どうしても旅行会社にやってもらわなくてはならないという部分がございますので、やはり旅行会社利用というのが多くて、しかも団体旅行が多いという部分がございます。そのほか韓国、台湾、香港につきましては、半数あるいは半数以上は個人旅行という形になっておりますので、そういう部分では、やはりネットの利用とか、旅行会社を通さず直接申し込むというようなケースも増えてきているというふうに聞いております。

ただ、今後の傾向といたしましては、日本の市場でもそうなのですけれども、だんだん旅行会社を通さず、例えばホテルに直接ですとか、あと旅行会社ではない、本当に予約サイトというところを利用して、宿の予約や航空券を手配するというケースもかなり増えてきておりますので、やはりネットが普及している各国においては、そのような傾向が日本同様に強まってくるのではないかとこのように予想しております。

○中村委員

今回のアンケート調査では、そういう視点からも個人の観光客を押さえていくのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

まだ始まっておりませんので、その辺の部分は考えておりませんでしたけれども、そういう視点で傾向をつかむというのも大変必要なことだと思いますので、その辺もアンケートの中に取り入れていきたいというふうに思います。

○中村委員

中国は旅行会社を通して、あるいは団体でということで、国によって若干傾向が違うということで、御答弁をお聞きして、やはりその国に合わせた小樽の戦略というのか、そういうものを綿密に立てていく必要があるという感じがしております。今後に向けて、万全を期していただきたいというふうに思います。

◎M I C Eについて

次に一般質問の中で、国際観光についての中で、M I C Eにつきまして、何点かお尋ねしていきたいと思います。

M I C Eにつきましては、第2回定例会で一度質問していると思うのですが、私がM I C Eの存在というのを意識したのは、経済センターで行われました第15回日・オーストリア21世紀委員会の公開シンポジウムに参加していて、札幌市観光文化局観光コンベンション部M I C E推進担当課長の高橋淳さんが来て、お話をいただいたのですが、そのときに初めて認識したわけです。それで、その直近の議会でM I C Eについて触れさせていただいたという経緯があるのですが、このM I C Eにつきまして、札幌市と連携して覚書を取り交わしたということなのですが、ちょっと認識不足でして、覚書を取り交わしたのが昨年3月とっていたのですが、そうではなくて本年3月ということですのでよろしいですね。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

覚書を締結したのは、平成23年3月11日、本年でございます。

○中村委員

おわびしたいと思います。そうすると、本当に覚書を取り交わしてからスタートして、実績もこれからというところだと思うのですが、市長の御答弁の中で、「M I C E受入れに活用できる特色ある施設や体験プログラム、視察コースなどの情報を発信するための資料を作成し、国内外における誘致活動を展開してまいりました」というふうにあるのですが、まず札幌市はとまかくとして、小樽市にとってのその特色ある施設という位置づけになるのは、例えばどのような施設ありますか。能楽堂などはそうなのかなと思うのですが、それ以外にありましたら具体的にお示しください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

M I C Eにおける特色ある施設でございますけれども、委員がおっしゃるとおり能楽堂ももちろんのこと、札幌市との部分でございますと、本市には札幌市にはない歴史がございますので、そのような形で言えば、歴史的建造物、例えば旧日本郵船小樽支店ですとか、鯉御殿、あと青山別邸ですとか、そういうような特色ある本当に歴史と文化がある施設というのは、札幌市にはない部分として挙げられるかと思います。

そのほか札幌市との比較で言いますと、札幌市には海がないという部分で、海を活用した、例えば施設ではございませんけれども、小樽港のクルーズメニューなどを情報として共有しておりますし、あと必ずしも施設が珍しいというだけではなくて、ふだんそういうようなことをやらないような場所を活用して、分科会をやるとか、講演会をやるというのもM I C Eの楽しみの一つというふうに言われておまして、例えばグランドパーク小樽ですと、ガラス張りのチャペルがございますが、ふだん結婚式でしか使われないこういうところを講演会の会場にして、海を見ながらの講演会、そういうような、ホテルの宴会場でやる会議というのではない、そこならではのものの提供というのを特色ある施設という形で、双方でいろいろ意見を出し合ってメニュー化したところでございます。

○中村委員

クルーズというのは、これは特色ある施設というよりも体験プログラムのメニューになるのでしょうか。今、具体的に施設をお示しいただきましたけれども、札幌市にはない本市独特のということですが、体験プログラムという面ではどうですか、小樽独特の体験プログラムはどのようなものがありますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

小樽ですと、やはりガラスがございますので、ガラスの制作体験ですとか、あと、すしがございますので、すし握りの

体験メニューなども考えられると思っております。そのほか、M I C E の部分では、さらにオリジナリティーが求められておりまして、旅行会社などに私どもが提案している部分といたしましては、実績もあるのですが、例えばオルゴールの制作体験をやるにしても、例えば会社の報奨旅行でありましたら、そのオルゴールがその会社の社歌であるとか、また、国の歌ですとか、そういうふだん売っていないようなオリジナリティーがあると、報奨旅行をするに当たって大変魅力になるというふうに言われております。

○中村委員

そういう意味でのオリジナルですね。

それから、コースとしてはどうなのですか。小樽市内、それから後志も控えていると思うのですが、そういう後志も含めての視察コースを札幌市に紹介していくということもあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

視察コースにつきましては、相手方の行程などもございまして、その時々でいろいろなコースが考えられるのですが、やはり小樽といたしましては、単に運河周辺を散策していただくというだけでは、M I C E のオリジナリティーなものとは考えておりませんので、広範囲にわたる、例えば祝津に行きまして、ニシンの文化を知るような施設を回るとか、やはり中華圏にない温泉なども非常に人気がありますので温泉の部分、あと冬であれば雪遊び体験など、また、先ほど言ったような海の部分ですとか、眺望の部分、そういうものを組み合わせながら視察コースという形で提案等をさせていただいております。

○中村委員

その次に、市長の御答弁の中で「国内外における誘致活動を展開してまいりました」ということなのですが、札幌市と一緒にM I C E に関しての誘致活動というのは、国内、海外、どのような展開をされてきたのか具体的にお示しください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

札幌市との連携の部分で言いますと、10月に韓国でM I C E のキャンペーンに市職員が一緒に行って、小樽、札幌という形でキャンペーンに参加しているところでございます。

あとそのほか、双方がツールを共有しておりますので、札幌市が海外に行く際には、本市のツールも持って、視察コースなどを持って売り込みを図っていただいておりますし、私たちが札幌市との連携という部分で、札幌市で開催する場合には、小樽というところに視察に来ればこういう魅力があるという形で宣伝活動させていただいているところでございます。これにつきましては、先般の市長の台湾でのトップセールスの際も、やはり台湾の旅行会社からM I C E の取組はどうかというような意見を逆にいただいたりして、こちらから情報提供するということもさせていただいておりますので、送り手側のほうもM I C E については需要があるという形で考えているところだと思います。

○中村委員

その結果となるのでしょうか、10月から12月までの間に韓国の大手保険会社の報奨旅行が、インセンティブというのはM I C E の I の部分に当たるのでしょうかね、小樽へ来たということなのですが、具体的に詳しく説明してください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回、10月19日から12月7日までなのですが、6回にわたり札幌市を中心に本市も含めて韓国の大手保険会社の報奨旅行が実施されているところでございます。約200人のツアーなのですが、20人から30人の班分けをして6回という形で実施されているところでございます。これは、東日本大震災以後、札幌市で開催されるインセンティブツアーとしては最大級の規模となっております。韓国の保険会社においても、震災後行われる日本に向けてのインセンティブツアーとしては、全国的に初めてだというふうにお聞きしているところでございます。当初、これは5月から6月にかけて開催される予定でしたが、一度キャンセルになっておりまして、その後7月に札幌市がその

会社を訪れ、再度誘致の働きかけを行って、その後、小樽と札幌へ視察に訪れていただきまして、それにつきましては、私どものほうでも対応して、小樽の魅力を十分に紹介して、今回のインセンティブツアーの招聘につながったものというふうに考えております。

○中村委員

インセンティブツアーということで、会議ではないということですから、その韓国の方々というのは、小樽では買物や食事をされたということなのですね。宿泊はどうだったのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回につきましては、残念ながら小樽での宿泊はございませんでしたけれども、昼過ぎに小樽に入りまして、その後、運河や堺町、あと施設などを見学した後、食事をとって札幌に帰られるという形になっております。宿泊は伴っておりませんが、滞在時間は一定程度ございますし、買物などもされておりますので、経済効果というものもかなり高いというふうに考えております。

○中村委員

韓国の大手保険会社が10月から12月まで見えられたということですが、この後の可能性といいますか、そのほかに何か問い合わせというのは、札幌市あるいは本市のほうにはないのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今後のMICEのツアーにつきましては、問い合わせ等が札幌市に入っているケースもございますし、私どものほうに札幌で訪日旅行を取り扱っている旅行会社から、施設の部分ですとか、体験メニューなどの問い合わせも来ておりますので、今後それらのほうは増えていくものというふうに考えております。

○中村委員

私もまだ仕組みがはっきりわからないところがあるのですが、例えばこういう韓国の保険会社の報奨旅行が日本へ、札幌へ来ます、小樽に来ますという場合に、そういう問い合わせというのは、その相手から札幌なら札幌の業者の窓口へ直接来るということではなくて、やはりその間に何らかの業者が入っていて、そこから問い合わせというか、手配をするという形になるのですか。その辺の仕組みについて説明してください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

仕組みにつきましては、さまざまなケースがあると思います。その保険会社が、今までの付き合いで担当者がわかっている場合であれば、直接連絡が入ってくる場合もございますし、大抵の場合はツアーという形で来ますので、そのインセンティブツアーを実際実施する現地の、韓国なら韓国の旅行会社がございまして、そこを通して札幌市に入る場合、札幌国際プラザに入る場合、あるいは本市に入ってくる場合が考えられるかと思います。

そのほかのケースとしましては、日本側、今回の場合であれば、例えば北海道ですとか札幌市にある現地の日本側の受入れの会社というのも含めてございまして、そこを通して問い合わせが来るというようなケースも考えられます。

○中村委員

本市と札幌市で覚書を取り交わしたということなのですが、道や国のレベルでのMICEの担当部署とのかかわりというのは何かありますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

国レベルで言いますと、観光庁にMICEの推進の担当課がございまして、そこが中心になって全国のMICEの推進を図ってやっているとございまして、そのほか道にも国際観光という部署がございまして、そういうところとの連携というのでもMICE推進には必要な部分かというふうに考えております。

○中村委員

札幌市との関係を基本にして、とにかく協力体制をとってもらえるところはすべてとっていくということで頑張りたいと思います。

ところで札幌市の M I C E を担当している方々、国際プラザ、外郭団体になるかと思うのですが、担当している方々というのは、本市と直接やりとりすると思うのですが、先ほど言いましたように小樽のいろいろな施設だとか、あるいはソフトの面からいろいろなプログラムということについて、小樽の魅力を十分に把握、掌握していると思えますか。ちょっと表現が悪いかもしれませんが、小樽と札幌の間ですから、何度か小樽には来ていろいろなところを見ていると思うのですが、まだまだ小樽の本当の魅力というか、細部についてはひょっとしたら知らないのではないかというような気もするのです。その辺について、まずは覚書を取り交わしている相手の札幌市の方々に十分に、存分に小樽の魅力、いろいろな施設の面でもしっかり掌握していただくということが必要なのではないかという気がするのですが、食の部分などいろいろな部分を通して、そういう部分では、やりとりしていて感触としてはどうなのでしょう。ただ、書類あるいは資料のやりとりで今のところ終始しているのでしょうか。小樽市側で、その辺の理解を深めるために、担当している方に小樽へ来てもらって、実際に魅力的な施設、現場を説明して歩いたというような、そういう具体的なことというのはあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回、札幌市と小樽市が連携して覚書を交わしたという一つの理由に、今、委員がおっしゃったとおり、やはり札幌の方々がまだまだ小樽を知らないところがあるということで、それを紹介する部分の情報の把握ということもございまして、今回連携したいというふうな形で、徹底的に結びついたということがございます。単に私たちのほうからツールのための情報提供をするだけではなくて、先般の韓国の視察団が来たときもそうですけれども、札幌、小樽で事前にその視察コースを見て回るというような形をとっておりますし、データのツールをつくる段階において、市内のあちこちの施設と一緒に回るというような作業もしております。

そういうような形で、今後とも双方でいろいろ情報交換する中で、お互い行き来するとか、札幌市からは逆に、今度は単に施設をめぐるというだけではなくて、小樽の宿泊業者や施設を活用する部分で、やはり業者の底上げというのも M I C E の取組には大変重要だというふうに言っております。例えば、その辺の研修などをやるということにも協力するというふうに言われておりますので、そういう部分では小樽の魅力を知ってもらうのと同時に、一緒に協力してやっていきたいというふうに思っております。

○中村委員

施設としては、本市は大量の人数を受け入れるという大きな施設は少ないかと思いますが、最大限、分科会にしても、あるいはオプションのツアーにしても、いろいろな M I C E で札幌に来る、大人数で来る人方の受皿として、十分に努力をしていただいて、伸ばしていただきたいというふうに思うのですが、今後に向けての期待も含めて、どのような予定でやっていくおつもりなのか、その辺も含めてお話しいただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今後に向けてでございますけれども、小樽市内の施設、あと魅力はもちろんのこと、今、北しりべし定住自立圏のこともございますので、単に札幌市と本市だけの広域連携という形ではなくて、北後志も含めて魅力ある施設ですとか、魅力ある食、あと景観などもさらに売り込みを図ることが、今後の M I C E の誘致につながるというふうに思っておりますので、その辺の部分も紹介しながら進めていきたいというふうに考えています。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎24時間対応の定期巡回・随時対応サービスのモデル事業について

それでは、24時間対応の訪問介護サービスのモデル事業について質問させていただきます。

事前にいただいていたスケジュール表からいきますと、今月15日にヒアリング審査を行って、下旬に委託契約の

締結をする予定というふうに書いてありました。そこで、最初に質問させていただきますけれども、国では45人の利用者に対して25人の職員をシミュレーションしているようなのですけれども、本市では、モデル事業を開始するに当たって、これは本会議で市長も御答弁しておりましたけれども、利用定数20名を想定しているようです。その中で、24時間対応ということになれば、一般的には8時間労働となるので、三つのサイクルに分かれることになるのだろうというふうに思います。事業所の申込みはあるのだろうと思いますので、職員数はどの程度を考えているのか把握していただければ幸いです。

○（医療保険）介護保険課長

24時間対応のモデル事業の職員数がどの程度になるかという御質問ですけれども、まずこの事業というのは、24時間365日サービスを提供するわけですから、いわゆる施設、例えば特別養護老人ホームの人員配置に非常に似た部分があるというふうに言われております。例えば池田製菓の跡にできた特別養護老人ホーム、ラポールなんたるというのは、29人の定員で常勤の職員が20人程度いらっしゃると思います。その事業者の常勤、非常勤の採用によっては違うのでしょうけれども、モデル事業の利用者20人で職員は20人前後ではないかというふうに想定しているところです。

○川畑委員

20人程度予定しているだろうということの推測ですけれども、そうなった場合、この事業を進めていくために必要な職種、あるいはその人員、あるいは必要な資格はどのようになっていくのですか。

○（医療保険）介護保険課長

国からの人員基準というのは、まだ正式に定められておりません。本年10月の社会保障審議会の介護給付費分科会に示された国の資料によりますと、まず介護職員が常勤で2.5人、あとオペレーターが医師又は保健師又は看護師の資格がある者が1名、あと定期巡回する訪問介護員については必要数というふうに示されております。

○川畑委員

そういう中では、介護職員とオペレーターは1名以上は常勤というふうに何かあったと思うのですが、常勤の保健師、看護師が1名以上必要だということになるのですね、その辺を確認させてください。

○（医療保険）介護保険課長

オペレーターの常勤の件ですけれども、オペレーターは緊急時に対応するものですから、一定の知識と経験がなければ対応できないということで、その部分は看護師、保健師、医師等の資格のある者が1名と。ただ、その1名が24時間ずっと勤務するわけにはいきませんので、その勤務する以外のときには、2級ヘルパーの資格を持つサービス提供責任者の資格を持つ者が対応できるというふうに言われております。

○川畑委員

ということは、そうしたらそういう資格を持っている人が、まず1人いればいいということですね。

○（医療保険）介護保険課長

そうです。

○川畑委員

そして、2級なり3級なりを持っている人を補完していくと、そういう形になるということなのですね。

○（医療保険）介護保険課長

はい。今の委員の御説明でよろしいかと思います。

○川畑委員

それでは、オペレーションセンターについて質問をさせていただきます。このオペレーションセンターに必要な設備ということで、実は社会保障審議会の介護給付費分科会議事録の中にあつたのですけれども、通報を受ける通信機器は、家庭用電話だとか、携帯電話だけでは認められないと書いてあつたのです。その場合、利用者にもどのような端末機を配布するのか、もしわかれればお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

本市が国にモデル事業を申請した際の通信機器のイメージですけれども、例えば緊急時通報システムというのがあるのですが、それに似たもので、電卓ぐらいの大きさに非常用ボタンとマイクロホンがついていて、緊急時、利用者は非常用ボタンを押して、マイクロホンに向かってその状況を説明すると、受けるほうのオペレーターに情報が入るということを想定してモデル事業の申請をしております。そのほかにペンダント式というのもありまして、いわゆる寝ているときと起きているとき、その通信機器を使い分けるといいますか、そういう状況によって、寝ているときはペンダント式の非常ボタンを押してコールすると。いろいろな種類の通信機器があるというふうに言われていますけれども、オペレーションセンターのイメージとしては、例えば入院している病院のベッドですとか、介護施設のベッドで、ナースコールをするようなイメージで思っただければいいのかというふうに考えております。

○川畑委員

ナースコールね、一番わかりやすい考えですね。

それで、今回モデル事業をするに当たって、ナースコールのような端末機、数種類あるのでしょうか、それを配布する費用は、今定例会で計上されている補助金の活用の中でできるということなのですね。もしそうであれば、もし4月から新しく参入したいという事業者が出た場合、それは自前で整備しなくてはいけないということでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

モデル事業に参入する事業者の通信機器というのは、補助金の1,000万円の枠の中で購入していただいて、整備していただくという形になります。

それと、4月以降に参入する事業者について、その部分はどうかという御質問なのですが、実は来年2月、3月にモデル事業を1社でやまして、4月以降につきましては、その1社が引き続き介護保険上でのサービスを行う事業所を継続していただきたいというふうに考えております。ですから、4月に新たに参入したいという事業者については、4月の時点では1社にまずやっていただきながら、ほかにニーズがあるのかということと、その1社の事業所の意向などを聞きながら、もしその1社ではばけるような状態であれば、必要に応じて公募して、事業者を選定したいというふうに考えております。

○川畑委員

わかりました。要するに1社でやってみて、利用者がどんどん増えていったら、その時点でまた検討するということがよろしいですね。

それで、もう一つお聞きしたいのですが、利用料の関係なのですが、1月に包括料金が決まるというふうに聞いているのですが、モデル事業での料金はどういうふうになるのか聞きたいのです。例えば、利用者は、申込みに当たって、やはり料金をわかっておかないと困るのだと思うのです。例えば2月と3月のモデル事業に入っただけでも、その金額が、ただ同然ということはないのでしょうか、4月になってからぐんと上がるということになった場合には、利用者もそういう見通しがなければ、はっきりしためどがなければ、なかなか申し込みにくいと思うのですが、その辺はどういうふうに考えておられるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

モデル事業の利用料金というのは、縛りがないので、基本的に事業者が決めていただくことになります。事業者側も最低対象者20名を確保しなければならないので、利用料金を高く設定すると利用しないということもありますから、今回手を挙げていただいている事業所の料金設定というのは、それほど高くない金額設定になっております。例えば、月額1,000円ですとか500円ですとか、あと1回600円、そういうような例が出ております。

○川畑委員

私もインターネットで、例えば函館市の料金を見たのですが、基本料金は月額500円、そして定期巡回訪問

料金が 1 日 1 回の場合は月額で 1,000 円、随時訪問料金も 1 回当たり 500 円と、結構安い料金というふうに思いました。やはりこの 24 時間巡回のサービスというのは、歓迎されるところなのかなというふうに思っているわけですが、最後に一つ聞きたいのですが、今、本市以外に道内では 4 か所でやっておられると思うのですが、もう始まっているところもあります。そして、小樽市はノウハウがないので、モデル事業の実施期間がちょっと短いのではないかと心配しているところもあるのです。その辺は見通しとしてどのようなものでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

実は、モデル事業に全国で参加している市町村というのは 53 市町村ありまして、委員が言われたように北海道で 4 市が先行して手を挙げているのですけれども、今、全国で先行してモデル事業を実施している市が 36 市あります。本市と同じように追加協議で手を挙げたところが 17 市になります。ですから、この 17 市というのは、本市と同じように 2 か月程度の事業をやって、モデル事業に手を挙げたというようなことが想定されます。

モデル事業の実施期間が短いのではないかと御質問なのですが、サービスを提供するに当たっては、今回モデル事業に申し込んでいただいた事業所というのは、既に訪問介護事業をやっておりますので、サービスを提供する上での心配はないというふうに考えています。ただし、新しい事業なものですから、いろいろ課題というのが想定されます。例えば、夜間の防犯の問題ですとか冬場の交通事情の問題、あとは利用者が来てほしい時間が重複して効率的な人員配置ができないですとか、そういうような問題というのが今の時点であるのかというふうに考えています。

いずれにしても、2 か月の短い期間の中で、いろいろなものをやりながら、また検証しながら、事業所と相談し、保険者としてできることはやりながら 2 か月間経験させていただきたいというふうに考えています。その上で平成 24 年 4 月にいい形でスタートできればというふうに考えております。

○川畑委員

私は、このモデル事業について反対する立場にありませんので、むしろ積極的に頑張ってもらいたいと思っています。

○中島委員

◎特定検診について

私の質問の最初は、国民健康保険についてです。補正予算で 670 万 6,000 円が掲げられていますが、そのほとんどが平成 22 年度の特定健診事業の返還分になっています。この特定健診の財源負担割合は、国と道と市と 3 分の 1 ずつということですが、平成 22 年度の受診者数と受診率、また返還に至った経過について説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

平成 22 年度の特定健診の受診率についてでございますけれども、受診率につきましては、算出の仕方が幾つかございますので、国への法定報告の数字で答弁させていただきます。22 年度につきましては、受診対象者 2 万 3,945 人に対しまして、受診者が 2,884 人で、受診率が 12.0 パーセントとなっております。

また、国、道への負担金の返還についてでございますけれども、特定健診の経費の負担割合は、委員がおっしゃられましたように、国と道と市町村が 3 分の 1 ずつ負担することとなっております。国と道の負担分につきましては、22 年度に概算交付されまして、翌年度に精算する仕組みとなっております。22 年度の概算交付時におきましては、受診率を約 20 パーセント程度と設定いたしまして、対象となる経費は 2,401 万 4,000 円と見込みまして、国と道の負担がそれぞれ 800 万 4,000 円ということで概算交付を受けております。しかし、精算の結果、受診率が先ほど申し上げましたとおり 12.0 パーセントとなりまして、対象経費も 1,399 万 6,000 円となりましたので、国と道の負担分も 466 万 5,000 円となりまして、概算交付との差額 333 万 9,000 円を返還するという事になったものでございます。

○中島委員

平成 20 年度に特定健診が開始されてから 22 年度までの受診率、受診数、そして先ほど 20 パーセントが目標だったとおっしゃっていましたが、その各年度の目標の受診率も含めて 3 年分をお示しください。

○（医療保険）国保年金課長

平成20年度からの受診率、受診数についてでございますけれども、20年度の受診対象者数が2万4,830人に対しまして受診者数が3,942人で、受診率が15.9パーセントとなっております。21年度につきましては、受診対象者数が2万4,200人に対しまして受診者数が3,357人で、受診率が13.9パーセント、それから22年度におきましては、先ほど申し上げましたとおり対象者が2万3,944人に対しまして受診者数が2,884人で、受診率が12.0パーセントとなっております。

また、受診率の目標値でございますけれども、これは20年度の制度開始に向けまして、20年3月に実施計画を策定しております。この中で5年間の受診率の目標値を設定しております。20年度が25パーセント、21年度が35パーセント、22年度45パーセント、23年度55パーセント、24年度が65パーセントとしておりまして、かなり高い数値となっておりますけれども、これは国が最終目標値を65パーセントとしておりまして、最終年度の数値をこれに合わせたものとなっております。

○中島委員

しかし、今、国に対する平成22年度の報告値は20パーセントとおっしゃいましたよね。本来なら計画では45パーセントだったのですが、それを20パーセントに訂正して出したということですか。

○（医療保険）国保年金課長

国の最終的な目標値が65パーセントというかなり高い数値で、ちょっと実際には難しいだろうということがございまして、現実に近い目標値ということで20パーセントを設定して申請をしたところでございます。

○中島委員

この数字の経過を見るだけで、そういうふうには訂正した20パーセントも達成できず、12パーセントになって負担金を返したということなのですが、平成19年度までは保健所でさわやか運河健診として健診に取り組んでいまして、大体8,000人台の受診者数がありました。制度が変わって、国民健康保険対象者だけになったわけですが、受診率は年々下がるばかりです。大体この目標値が65パーセントということ自体もちょっと考えられないような受診率ですが、ただ、これは国の指導の下で本市が決めた数字だと思うのですが、そういう点でどんどん乖離している現実について、どのような判断をして対策を立てているのか、このあたりについてはどうでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

受診率の向上の対策ということについてでございますけれども、今年度の対策といたしましては、国の特別調整交付金を利用いたしまして、先月11月17日に未受診の方2万4,472人に対して、受診勧奨のはがきを送付したところでございます。はがきの送付後、12月7日までに約100件程度の問い合わせがございまして、その中身で言いますと、受診券をなくしたので再発行をしてほしいというものが80件程度ございました。勧奨はがきを送付した方のうちの程度が受診につながるか、今のところ、まだわからない部分がございますけれども、少しでも受診率が上がればと期待をしているところでございます。また、こういった取組に加えまして、他市町村の事例などもいろいろと研究してございますけれども、実際には効果的な対策がなかなか見つからないというのが現状でございます。しかし、引き続き保健所とも連携いたしまして、受診率の向上に努めていきたいと考えております。

○中島委員

平成20年度の受診者数3,942人から22年度は2,800人と、この3年で1,000人ぐらい落ちているわけです。今後上がるかというあたりもなかなか厳しい状況だと思いますが、この健診の問題点は問題点として私はあると思うのですが、今日はその問題については取り上げません。今後の大きな課題になると思います。

◎国民健康保険の短期保険証の交付について

次に小樽市の国保料の収納率について、平成22年度決算ではどれぐらいだったのでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

国保料の収納率ですが、平成22年度、現年度一般分、退職分を合わせまして93.47パーセントです。

○中島委員

国保料の滞納世帯はどれぐらいになるのでしょうか。全世帯数に対する割合ということでお答えください。

○（医療保険）保険収納課長

平成22年度末においての数字を申し上げますと、国保加入世帯数は2万2,197世帯、そのうち滞納世帯は2,242世帯、割合では10.1パーセントとなっています。

○中島委員

1割が滞納しているという実態です。保険料を滞納している世帯には、正規の保険証が行かないという仕組みになっております。保険料を2分の1以下しか納めていない世帯に対して、今、小樽市は3か月間有効の短期保険証を発行しています。3か月しか使えない保険証です。この3か月の保険証の発行件数は何件あったのか。聞くところによりますと、この保険証は全部送付しないで、一部は市役所の国保の窓口において本人にとりに来てもらって直接渡すという方法と、郵送とに分けているというふうに聞いております。この郵送分と窓口においておく分とそれぞれ何件だったのかもあわせてお答えください。

○（医療保険）保険収納課長

本年9月の保険証の更新作業における件数で申し上げますと、9月当初において対象としていた3か月の短期保険証の世帯数は461世帯ありまして、うち郵送分が198世帯、窓口交付としては263世帯となっております。

○中島委員

なぜすべて送付しないで窓口においておくのか、窓口においておく分と郵送する分と何か分ける判断基準があるのですか。

○（医療保険）保険収納課長

3か月の短期保険証を郵送するか、窓口交付にするか、その基準につきましては、保険証の交付に関して必要な事項を定めた小樽市国民健康保険被保険者証交付等要綱、そして運用、そういうものを規定しております。その中で3か月の短期保険証に該当する世帯が、一つ目は、納付相談又は納付指導に一向に応じようとしないうとき、二つ目は、納付誓約を3か月以上守らないとき、三つ目は、所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があるとき、もう一つ最後に、その他市長が特に必要と認めるとき、以上のいずれかに該当すると認めるときは、国民健康保険法第9条第4項により保険証返還措置を行うという規定を設けておりまして、その四つのいずれかに該当するとなりましたら窓口交付にしております。

○中島委員

その三つのうち、市長の認めたものというものも入れれば四つですけれども、窓口においておいた263件がそれぞれの事項に該当するかということは、分析したことがあるのでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

分析といいますか、ふだん滞納整理などをやっている中で、各担当地区に分けている職員が対応いたしまして、個々の納付状況等いろいろなことを確認し、更新時期において状況を見ながら内容を判断してやっております。

○中島委員

それもいずれ調べていただきたいと思います。窓口においておいた件数のうち、結局とりに来なかった件数がどれぐらいあるのか、本人に保険証が渡らなかったということですね、この5年間の数でお示しいただきたいのと、結局、保険証が未交付ということになるわけですけれども、こういうことで問題はないのでしょうか。この判断はどうですか。

○（医療保険）保険収納課長

過去5年間の窓口交付の状況ということですが、毎年9月の更新作業において、9月初めに予告通知書というものを送付します。その件数と、送付の結果、納付などにより交付となった世帯数、接触できずに未交付の

世帯数について、9月下旬の件数で申し上げます。平成19年度は予告書467世帯に対し、交付が103世帯、未交付が364世帯。20年度は予告書378世帯に対し、交付が109世帯、未交付が269世帯。21年度につきましては予告書239世帯でしたが、市の新型インフルエンザの対策がありまして、すべて交付しております。22年度は予告書262世帯に対し、交付は38世帯、未交付は224世帯。今年度、23年度は予告書263世帯に対しまして、交付が41世帯、未交付が222世帯となっております。この未交付222世帯ですけれども、11月10日現在では166世帯となりまして、当初の263世帯の約4割に接触できておりまして、納付などにつながっている状況であります。

また、問題はないのかということですが、3か月の短期保険証が交付されるまでは資格証明書を郵送しており、そういう対応を現在しているところでございます。

○中島委員

しかし、実際には、200を超える世帯に保険証が届かないという事態が毎年続いているわけです。保険料を全く納めていないわけではないのです。2分の1以下納めているという方々です。そういう保険料を納めた市民に対し、結局保険証を渡していないということについて、法的な問題があるのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

○（医療保険）保険収納課長

保険証の返還や資格証明書につきましては、国民健康保険法第9条に規定されておりますけれども、そのうちの第4項では、市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間、これは1年間ですけれども、この1年間が経過しない場合においても、滞納している世帯主に対し、被保険者証の返還を求めることができるという規定がされております。そのことから本市の要綱の基準、これにつきましては法に基づき規定しており、問題ないと考えております。

○中島委員

法律的にはそういうことが可能だという説明ですが、人道的に問題ではないかと私は思いますが、確かに国民健康保険法第9条第3項では、市町村は保険料を滞納している世帯が決められた期間、1年間滞納したときには、被保険者証の返還を求めるものと書いてあります。ここを根拠にして保険証を取り上げて資格証明書を発行しているわけです。しかし、第4項では、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても被保険者証の返還を求めることができると書いてあるのです。これは「できる規定」なのです。やらなければならないという中身ではないです。ですから、実施する、しないは市町村の判断でやっていることになります。小樽市はどういう判断の下で、3か月の短期保険証の一部を送付しないで、結果的には保険証を本人に渡さない、そういうことを決定したのか、この経過について説明してください。

○（医療保険）保険収納課長

窓口交付の導入の理由についての御質問だと思いますけれども、現在の要綱は、資格証明書導入のときに国民健康保険法が改正され、そのときにつくられたものであります。その作成に当たりまして、納付率2分の1以下の納入状況の中でも特に納付約束が3か月以上守られていない、そういう世帯主などに対しては、負担の公平性、あとは折衝機会の強化を図る、そのような必要があると判断し、窓口交付は必要ということで導入しております。

○中島委員

そうはおっしゃいますけれども、保険料を納入した方々にも、こういう形で保険証を出さないということ自体が普通ではないと思うのです。今、小樽市のやり方では保険料滞納実態に合わせて交付する保険証が変更されていますが、どれぐらいの保険料の納入者に対して、どのような保険証を出しているのか、もう一度確認します。

○（医療保険）保険収納課長

本市の保険証におきましては、基本的には郵送ですけれども、有効期限が1年間のものは本証、そして6か月期間と3か月期間の短期保険証、それと10割負担の資格証明書がありますが、9月、12月、3月、6月と3か月置きの新更新月の前々月から1年間前における保険料の納入状況を基準に、その期間の納入率が2分の1以下の方につき

ましては3か月証、2分の1を超え4分の3未満の方は6か月証、4分の3以上の方は1年間の本証、納入がなしという方につきましては資格証明書としております。

また、3か月証の窓口交付で来庁がない場合につきましても、説明しているとおり資格証明書を郵送しております。

○中島委員

私は、もともと資格証明書とか短期保険証の発行自体が、医療受診の抑制になって命にかかわるものだとということで反対してまいりましたけれども、この「できる規定」による短期保険証の発行というのは、自治体の判断なのです。だから、自治体の中には、こういう形で短期保険証を発行していないところもありますし、また、すべて送付している自治体もたくさんあります。確かに、たくさん窓口においておく自治体もあります。だけれども、これは市町村が判断できる部分だと私思いますし、先ほど御答弁の中で、インフルエンザがはやったときには受診抑制になっては困るということで、全対象に保険証を交付しているのです。そういう意味では、インフルエンザだけではなくて、あらゆる病気の受診のためにも保険証を出すべきだと思いますし、大体小樽市は2分の1以下の保険料を払った人には3か月の短期保険証を出す決めていてのに、これを守っていないのです。少なくとも3か月の短期保険証をもらえるだけの実態がある方々には、速やかに保険証を発行すべきだと思いますし、検討し直してほしいと思います。社会常識から見ても、払った保険料に対する使える保険証を取り上げている実態があるわけですから、何よりも命にかかわる保険証問題として検討し直すべきだと思いますが、医療保険部長の初めての仕事として検討していただけないでしょうか。

○医療保険部長

資格証明書なり短期保険証あるいはその窓口でのとめ置きについては、従前より議会でもいろいろと議論があったところです。基本的には、本来納めなければならない保険料をきちんと納めている方と、一部しか納めていない方との間で1年間、あるいは3か月間、6か月間など、有効期間に差をつけるということについては、それなりに妥当性がある措置ではないかというふうに考えております。

現在、保険収納課におきましては、窓口相談に来てくれた方に対しましては、まず事情をよくお聞きし、納付の猶予、分割納付など滞納世帯の実態に即した対応を行うこととしております。ですから、特別の事情の申出もなく、納付相談にも全く応じてくれない方に接触を図る手段として、要綱あるいは運用に基づいて、とめ置きの措置をし、一定期間が過ぎても、とりにいらっしやらない場合には、とりあえずいわゆる無権利状態を解消するために資格証明書を郵送するという、やむを得ない措置をとっているところでございます。

ただし、資格証明書交付世帯主が市町村の担当窓口で、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時払いが困難である旨の申出をした場合には、特別な事情に準ずる状況あるいは緊急的な対応として、保険者の判断によりまして、短期被保険者証を交付することができるとされております。また、18歳未満の子供に対しましては、有効期間6か月の短期保険証を無条件で交付するなど、必要な医療を受ける機会の確保という一定のセーフティーネットにつきましても設けられてきております。このような状況を勘案して、委員にはぜひ御理解を賜りたいというふうに考えております。

○中島委員

最後になりますけれども、先ほど私が質問した、結局窓口には保険証を置いている200数世帯の中に18歳未満の子供を持つ世帯はないのですね、確認して発行していないのですね。そこだけは確認しておきます。

○（医療保険）保険収納課長

はい、発行しておりません。

○中島委員

これは、今後もまた課題として質問の中で取り上げていきたいと思いますが、ぜひ検討してください。今までのやり方では納得できないということで質問をしているので、従来どおりでいいというふうには私は思いません。

◎水泳教室の民間委託事業について

次に、教育費の社会体育総務費に平成24年度からの水泳教室開催経費として、878万4,000円の補正予算が計上されていますが、今日は資料を用意していただきました。最初にこの資料に基づいて、今回の水泳教室の民間委託事業の概要について説明をしてください。

○（教育）生涯スポーツ課長

水泳教室の民間委託事業について、資料に基づいて順番に説明いたします。委託する水泳教室事業につきましては、表に書かれています小学生コースから成人を対象とした水中体操教室まで、大きく六つに分けた教室が今、市で行っている教室の事業すべてになります。これを民間に移行します。

2 番目は、水泳教室参加者の「民間施設利用料金」についてですが、これは、民間プールに行きますと、料金がすごく上がるのではないかという部分もあるのですけれども、現在、市の料金設定に合わせて交渉しております。ただ、高齢者、小学生、身障者につきましては、無料や半額の料金設定になっておりますので、この部分をさらに民間業者と交渉して、その差額分を委託料として払おうと考えております。

3 番目に、開催経費878万4,000円の内訳といたしましては、委託するに当たっては当然水泳教室の指導がありますので、この指導料として年間各教室の分として634万3,000円を見込んでおります。

また、前段でも話しましたように料金設定の差額分として、244万円を見込んでおります。合計で878万4,000円を考えているところです。

4 番目に、民間プール活用による効果といたしまして、駅前に室内水泳プールがあったときと同じように市内全域から教室に参加者が通いやすい、利便性のいいことが望めます。次に、現在は規則上の流れからいきますと、祝祭日等の休館日等の振替がございますが、民間プールへ行きますと、開催曜日の固定化や実施回数がきちんとした形で、そろえていくことができます。その一つの例といたしましては、中上級者教室はこれまで37回であったものが、年間51週あるということから、51回確保できるものと考えております。次に、高島小学校温水プールはあくまでも学校プールということで、6月から9月に水泳授業を開催しております。小学校の水泳授業を優先するため、どうしても教室の開催など変則な対応をしてきておりましたが、その部分がなくなります。

5 番目に、高島小学校温水プールの開放事業について、委託がもし決まった場合、高島小学校温水プールはどうなるのかということにつきましては、当時から高島小学校温水プールは学校開放事業として開放しておりましたので、その状態に戻していきたいということで、個人の一般利用、それと団体利用等につきましては、以前と同じ形でやっていきたいというふうに考えております。また、職員の配置につきましては、代替施設という位置づけもありますので、管理部門では市の職員と事務補助の2名を配置し、水泳教室事業が高島小学校温水プールではなくなるという方向性と、監視業務ももとの体制に戻すことから、シルバー人材センターへの監視業務委託が増えるような体制で行っていきたいと考えております。

○中島委員

そうしたら、高島小学校温水プールは駅前に室内水泳プールがあった当時に戻るということで、今までやっていた水泳教室がなくなるということですね。朝里クラッセホテルで行っていた教室もあったと思いますが、こちらはどのようなのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

基本的には、中島委員が今おっしゃっていただいたように、駅前の室内水泳プールの教室の体制に戻すということから、高島小学校温水プールの水泳教室事業と朝里クラッセホテルの水中体操事業につきましては、市内中心部の民間プールに集約して行いたいと考えております。

○中島委員

水泳教室だけ民間に委託する理由は何ですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今まで市内中心部の民間業者、ソプラティコとサンフィッシュスポーツクラブの 2 社と協議を進めていく中で、現在までの協議の結果といいますか、方向性といったしまして、水泳教室は時間帯や人数のめどが立つということから受入れは可能であることを伺っておりますので、そのような形で話を進めていっているところで、現在、ソプラティコから受入れについては可能ということで承っております。

○中島委員

今回、中心部での開催を希望する声にこたえたということですが、この水泳教室利用者を対象にしたアンケートを実施したと聞いております。そのアンケートの中身はどういう結果だったのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

移行するに当たりまして、高島小学校温水プールで開催しております水泳教室の参加者160名を対象に、本年 1 月 18 日から 2 月 16 日の約 1 か月間、アンケート調査を行いました。アンケートの内容は、それぞれ水泳教室のどのコースを利用しているか、二つ目は、開催場所として高島小学校温水プールのままでよいのか、また市内中心部の民間プールがよいのか、三つ目として参加されている利用者がどの地域からお越しになっているのかの三つについてアンケートを行いました。その結果につきましては、後日高島小学校温水プールに張り出させていただきます、160 名の内訳として、高島小学校温水プールを希望しているのが 92 名、市内中心部を希望しているのが 60 名、どちらでもよいが 8 名の合計 160 名という結果になっております。

○中島委員

今の結果では、中心部を望んでいる人のほうが少ないのですけれども、この数字でいけば、高島小学校温水プールを望んでいる人が 92 名、57.5 パーセントと多いのです。アンケートをとった結果というのは、生かされていないのではないですか。その判断がわからないのですけれども。

○（教育）生涯スポーツ課長

教室の開催場所について、中島委員がおっしゃったように、高島小学校温水プールを希望する声が全体の 57.5 パーセントとなっておりますが、この中身につきましては、高島小学校温水プールに近い地域の方、高島や手宮、塩谷からの参加者が希望しております。残りの「市内中心部」「どちらでもよい」が合わせて 42.5 パーセントであり、この中で特に私どもが注目しているのは、小学生教室のほとんどの利用者が、やはり当然子供の送り迎え等もあることから市内中心部を望んでいるという内容となっております。そのことから、私どもとしては、駅前の室内水泳プールで開催していたときのように市内全域から公平に参加できる市内中心部と考えております。

○中島委員

私も子供に配慮することは反対ではありませんから、ですから市内中心部の水泳教室と現在の高島と両方やればいいのではないかと思います。両方とも使いたいという方々が拮抗しているのですから、アンケートの結果はそういうことをいっているのだと思うのですが、ちょっとその辺については意見のあるところです。

次に、室内水泳プールが廃止される前と現在を比較すると、利用人数はどれぐらい変化しているのか、水泳教室の利用者数はどうか、この数字をまずお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

駅前の室内水泳プールが廃止になる前が平成 18 年度になります。18 年度の室内水泳プールの総利用者数が 4 万 2,154 人、学校開放事業で行っております高島小学校温水プールの直近といたしまして、22 年度の実績として 2 万 8,978 人、1 万 3,176 人の減少となっております。その中で教室の部分だけにつきましては、室内水泳プールでは 1 万 3,380 人の利用がありました。高島小学校温水プールに移ってから 9,029 人と 4,300 人以上の減少となっているところです。

○中島委員

今回、委託料として 878 万 4,000 円ですが、現在、高島小学校温水プールと朝里クラッセホテルを含めてプール事業

全体の経費はどれぐらいかかっていますか。これも室内水泳プールを廃止する前にプール事業としてかかっていた事業費全体と比較して、どれぐらいの状況の変化になっているかお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

高島小学校温水プールの社会体育総務費開放事業経費といたしまして、平成22年度の決算ベースで2,065万3,959円となっております。それと、駅前の室内水泳プールは管理運営経費ということで、平成18年度当時の決算数字でいきますと5,476万4,000円となっております。高島小学校温水プールは、現在、室内水泳プールと比較にはできないのかなという金額です。

○中島委員

そうしたら、この2,065万3,959円は、教室を878万円で委託することによって、室内水泳プールを廃止した後のこの高島小学校温水プールをそのまま維持するのを含めて、財政的な影響はどのぐらいになるということですか。2,065万円から委託費がこういうふうに変わったことによって、その後の経費はどういうふうに変わるのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

事業費の低減の部分等についてだと思いますが、ただ金額等が正確に出ないものですから、基本的に先ほども話しましたように水泳教室事業がなくなる、そして委託します。そして監視業務を今度シルバー人材センターに再委託といいますか、事業を増やすという部分があります。その部分での経費を今回の民間プール活用の水泳事業に回すという考えになっております。そういうことでいきますと、平成22年度決算の数字、約2,000万円に対して多少軽減はできるかなという形です。

○中島委員

大事なところを言わなかったら困るのですけれども、その辺の見込みはどうついたかということを報告してほしいのです。

○（教育）生涯スポーツ課長

現在の試算でいきますと、今回、高島小学校温水プールと民間委託の約870万円を合わせて1,900万円ぐらいの見込みで考えております。そうしますと、平成22年度決算の約2,000万円から約100万円の軽減ができるのかというところです。

○中島委員

これまで高島小学校温水プールの水泳教室をやっているときに職員として指導員がいたはずですが、今回の民間委託で、この職員はどうなるのか、何人いらっしゃって、結局失業するということになるのか、このあたりのことはどうですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

指導員が3名、あと監視業務を委託することによって監視員が4名、合計7名を解雇するという形になります。

○中島委員

先ほど理事者の御答弁では、小樽の就職状況は大変厳しいと、2人に1人だと、そういうことを聞いたばかりです。この職員の再就職の見込みについても大変懸念されます。囑託とはいえ長く働いてきた方だと思いますが、この7人の年齢構成と勤続年数をお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

指導員3名につきまして、58歳の方が勤続25年、51歳の方が23年、45歳の方が21年、監視員につきましては、40歳の方が勤続4年、25歳の方が1年、24歳の方が3年、21歳の方が1か月となっております。

○中島委員

25年、23年、21年間仕事をしてきて50代の後半、大変お金のかかる子育て年齢の方々ではありませんか。そういう方々を市の事業の移行とはいえ、退職という形に追い込むことについては、何らかの方法がないのかということ

強く感じます。駅前の室内水泳プールで5,000万円でやっていた事業が今は2,065万円ですよ。この経費の差を考えたら、新・市民プールができるまでの間、市民に最大限の便宜を図るという立場で考えたら、市内中心部に教室を開くのと高島小学校温水プールでも継続をして、従来どおりの指導員に教えてもらうことを検討できないのでしょうか。私は、お金の使い道として検討する中身ではないかと思います。

市内中心部で水泳教室事業の委託を受ける事業者は今のお話では大体お決まりのようですが、それは随意契約の予定ですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

現在のところ2社と交渉していることもありますので、指名競争入札という形で考えております。

○教育部参事

まず、随意契約かどうかということなのですが、基本的には業務委託する場合、小樽市内に何か所か民間プールがありますが、市内中心部ということで考えておりますので、具体的に申し上げていいと思いますけれども、ソプラティコとサンフィッシュスポーツクラブの二つです。

それで、一定程度両方のプールと下打合せといいますか、話し合いをさせていただいています。実は、駅前の室内水泳プールがなくなるときにも、市でやっている業務の一部をできないかということで、ソプラティコは当時ウェルビーでしたけれども、話した経過がありました。そのときは両方とも、会員制プールだからできませんという形でお断りをされています。ただ今回、ソプラティコは経営者が変わった段階で、市の業務もできるものはやりたいという、昨年9月ぐらいだったと思いますけれども新聞に出されて、話し合いをした経過があります。その二つの施設との現状での話し合いの中では、サンフィッシュは会員制だから難しいということになっています。ソプラティコは、教室だけであれば使用コース、使用時間というのが特定できるので、それであれば可能だろうという形になっています。

ただ、いずれにしても今定例会で、債務負担ですが補正予算を提出させていただいていますので、それが議決になった以降に具体的な仕様書をつくって協議に入っていくことになるかと思っています。ですから、今の時点で、もうソプラティコに決めたとか、そういうことはありません。

契約の方法ですが、今言ったような状況の中で、現時点では1社しかないという中で入札をしなければならぬのか、随意契約でいいのか、あるいは仕様書等の関係もありますので、事業者から提案をもらって検討するという、いわゆるプロポーザルといいますか、その辺については、契約管財課などとも相談をしながら決めていきたいとは思っております。

先ほども中島議員がおっしゃっている室内水泳プールに5,000万円の経費がかかっていたのに、高島小学校温水プールには2,000万円しかかかっていないわけだから、そのまま両方でやったらいいだろうというのも、一つの議論としてあるのはわかります。ただ、この間一貫して、高島という交通の便が不便なところに教室が行ったから、利用者が減ったということは言われ続けていました。数字もそのとおりだと思います。そういった中で、昨年9月に民間のプールのほうから提案があって、協議を重ねてきて中心部に移すということでありますので、私どもの基本的なスタンスとしては、今、市内にいろいろあるプール全部で市の教室をやるという考え方にはごさいません。室内水泳プールでやっていた教室が郊外に行ったので、その部分の一部でも中心部に持ってくるという考え方でやっておりますので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

○中島委員

中心部に持ってくるということについて、花園でやるということは否定していないのです。それは要望にこたえる中身で、前進部分だと思います。しかし、ソプラティコに大体行きそうだという話で聞いてみますと、プールの施設として高島小学校温水プールと比べて狭い、一般利用者と水泳教室参加者が同時に利用して、十分安心して利用できるのだろうか、また、コースは一体幾つあるのか、一部深い部分があって、歩行教室などがきちんと利用できるのだろうかとか、そういう心配の声があるのですけれども、実際に今、指導している水泳教室の指導員や

利用者の声を聞いて今度の施設が適切だという判断をしたのかどうか、そういう声を聞いているのかどうか一つ問題だと思うのですが、そのことを伺いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず、駅前から高島小学校温水プールに移ったことによって、高島小学校温水プールを一部改修したりしております。なぜかといいますと、高島小学校温水プールが1.3メートルのすり鉢型になっており、室内水泳プールよりも深いと。そして、5コースがその形で、あと1コースが70センチという低学年用のプールのつくりになっております。高齢者や成人の方々が利用する際にこれでは深いということもあったものですから、底上げ用のフロアを敷き詰めるというようなことで改修したことがあります。

それで、今、民間のソプラティコのプールにつきましては、水深1.2メートルの5コースという形で、高島小学校温水プールよりも水深が浅く、泳ぎやすい施設になっていると思います。そして、水泳教室の部分につきましても、当然、受け入れていただく各教室について対応できるかできないかということも協議の一つとして進めてきている中で、基本的には教室の開催コースが2コースということもありまして、その中でまた時間と人数等も決まっていることから対応できるという形になっております。

○中島委員

そういうふうに高島小学校温水プールに利用者にとっていろいろな不備があれば、市の判断で修復をしたり改善をしたりできたわけです。しかし今度、事業として民間のプールに委託してやるときに、ここに手すりをつけろとか、ここは深いから浅くしろとか、そんなはことできませんね。そういう意味で、利用者の意見とか、本当に委託するに当たって適切なのかというあたりをきちんと確認するべきだということを私は申し上げたかったのです。

一部の方の意見では、新・市民プールが一日でも早くできてほしい、そのために遠くでも頑張って高島に通っている。今まで市営プールなら教室が終わった後に一泳ぎして遊んでいけるけれども、今度民間になったら、教室が終わったらそこで終わり、さらにもう一かきしていこうなんて話にはならない、寂しい限りだ、そういう声も聞いております。

一日も早く新・市民プールができることが最大の課題だと思いますが、遅々として進んでいないのが今の実態です。今回、花園の中心街に一部移転すること自体には賛成いたしますが、しかし今言ったようなさまざまな問題について、職員の首切り、そして場所の選定からアンケートの結果に対する対応として、幾つもの不十分な点が残ると思っており、これは検討事項になると思います。私の意見は以上ですけれども、再度、高島小学校温水プールでの継続も含めて、返答を求めて質問を終わります。

○教育部長

今回の水泳教室の市内中心部への移設という問題につきましては、先ほど来、話していますように室内水泳プールから高島小学校温水プールに移行したとき以降の利用者の減少、先ほど数字を申し上げましたけれども、全体で1万3,000人ぐらいの減少があります。そういった中で、やはり教育委員会としても、その大きな理由は公共交通、プールへのアクセスの問題も大きなものがあるだろうととらえております。そのあたりを分析いたしまして、その中で水泳教室については、民間事業者の力をかりて、市内中心部で展開ができそうだということで、今回こういうような形で進んでございます。プールにつきましては、市内中心部で交通の利便性が高いこと、それと一定の利用者ということから考えると駐車場も含めた一定の広さ、5,000平方メートルを目安にしておりますけれども、そういうことを考えて、適切な場所については、引き続き市長部局と力を合わせて探しているという状況でございます。

遅々として進まぬという強い御指摘でございますけれども、与えられた条件の中でやっているつもりでございますので、引き続き御理解をお願いしたい、私どもも最大限の努力をしまいたいと考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。